

富士市文化推進基本計画（案）

こころ豊かな人を育てる文化のまち

～ 文化がつなぐ人と未来 ～

計画期間：令和４～８年度

富 士 市

令和４年４月

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画における文化の範囲	3

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1	社会状況の変化	4
2	国・県における状況	5
3	本市における状況	6
4	文化芸術に関する調査・ヒアリング	7
5	前計画で取り組んだ施策の検証	8
6	本計画で対応すべき課題	17

第3章 計画の理念と基本目標・施策

1	理念	18
2	基本目標・施策	19

第4章 施策の展開

1	（基本目標1）文化芸術に親しむ機会の充実	22
2	（基本目標2）文化芸術活動の活性化	25
3	（基本目標3）文化芸術を生かしたまちづくり	27
4	（基本目標4）文化財の保存と活用	31

第5章 計画の進行管理

1	市民、企業、行政の役割	34
2	成果の検証(進捗管理・評価)	34
3	成果指標	35

《附属資料》

I	本市の主な文化・教育施設	37
II	法律の目的	39
III	世論調査（市民意識調査）結果	40
IV	市政モニターアンケート結果	42
V	「富士市文化振興基本計画」における実績	53
VI	富士市文化芸術懇話会	55
VII	用語集	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

「富士市文化推進基本計画」は、「富士市文化振興基本計画(平成25年11月策定)」の計画期間終了に伴い、「第六次富士市総合計画」及び「富士市教育振興基本計画」の分野別行政計画として策定するもので、本市において、文化芸術を推進していく上での基本的な考え方及び施策の方向性を総合的かつ体系的に示すことを目的としています。

2 計画の期間

令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、第六次富士市総合計画の策定は1年延期になりました。本計画もこれに合わせて令和4年度からとし、期間は、文化芸術を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、令和8年度までの5年間とします。

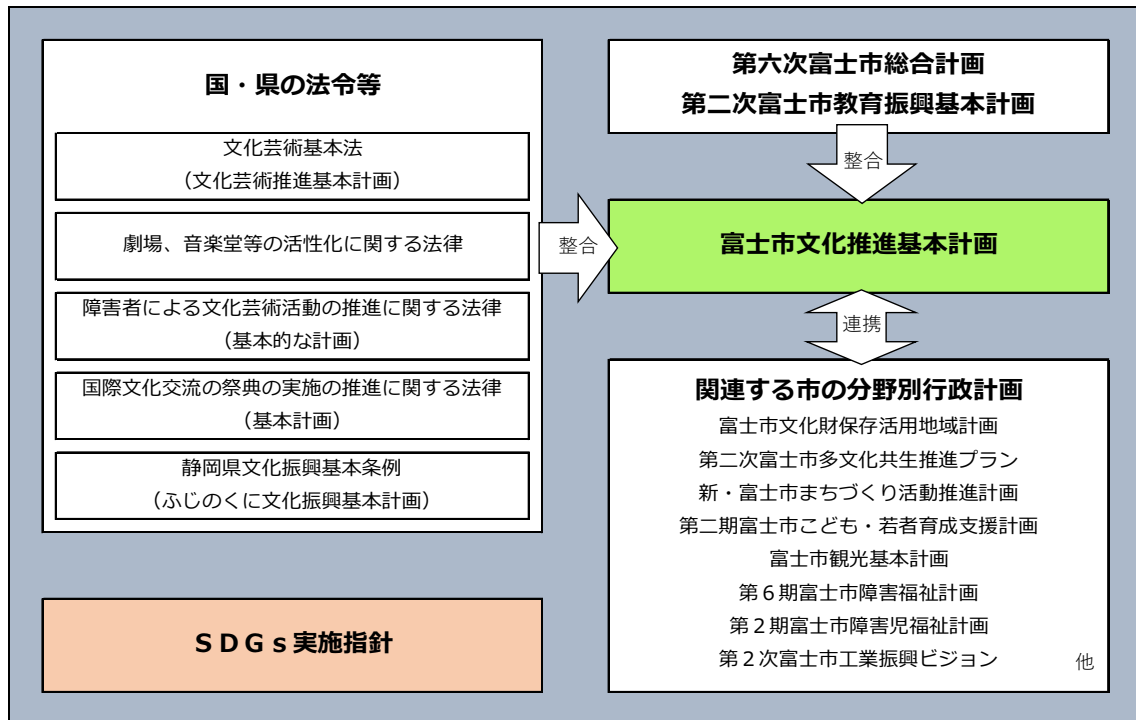


※本計画は、「富士市文化振興基本計画」を見直したものであり、名称については、国の計画に則り、「富士市文化推進基本計画」と改めました。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第六次富士市総合計画」及び「富士市教育振興基本計画」の分野別行政計画として策定するものです。

国や県の法令等との整合を図るほか、本市の分野別行政計画と連携を図るものとします。



～ 本計画と持続可能な開発目標（SDGs※1）との関係 ～

本市は、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものです。

本計画は、SDGs実施指針及び本市がSDGs未来都市に選定されたことを踏まえ、SDGsの理念や視点、取組など必要な要素を反映し策定します。

4 計画における文化の範囲

文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 14 年 12 月 10 日閣議決定）では、文化とは、「人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのことを意味する」とも述べられているとおり、非常に幅広い概念です。

本計画では、文化芸術基本法に則り、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物等、文化財を「文化」の対象とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード※ ² 等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会状況の変化

(1) 少子高齢化・感染症の影響等による活動機会等の減少

市民による文化芸術活動は、本市の文化芸術を支える重要な基盤といえます。

しかしながら、少子高齢化の進展や生活様式の多様化、価値観の変容等を背景にして、これまで市民の文化芸術活動を担ってきた団体の中には、会員の高齢化や参加者の減少、後継者不足などにより、活動内容が硬直・縮小するものや、活動自体ができなくなるものもあり、円滑な文化活動の継続に支障が生じつつあります。

地域コミュニティにおいては、住民の絆（結束・まとまり）の希薄化が指摘されており、長年、コミュニティの中で受け継がれてきた芸能や年中行事をはじめとする歴史、文化の保存・継承が難しくなることも懸念されています。

さらに、令和2年の初めからは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本市においても、多くのイベントが中止や延期となりました。「3密（密接・密集・密閉）」を回避するため、会場への入場制限など、文化芸術活動を一定の制限、制約の下で行うこととなり、従来のようなイベントや、文化芸術を担う個人や団体の活動を実施することが困難になり、鑑賞・創作等の機会が大きく失われることとなりました。

(2) 電子媒体を舞台として多様化の進む文化芸術活動

長い間、市民の文化芸術活動は、伝統芸能の披露や書道、絵画、写真等の作品の公募、料理や裁縫など日常生活に関わるもの、囲碁や将棋などの娯楽が主なものとなっていました。

インターネットやスマートフォンなどの情報機器が普及した今日、従来の文化芸術活動に加え、イラスト作品の「投稿サイト」への投稿や、SNS^{※3}による画像や動画作品の投稿、オンラインでの公募展開催など、文化芸術活動の多様化が進んでいます。

特にSNSの普及はめざましく、これまで個々に活動を行っていた「作家」同士の結びつきを急速に進め、映像や電子音楽、ゲームといったデジタル作品の制作など、電子媒体を舞台とした文化芸術活動が活発になってきました。

また、スマートフォンの普及により、AR^{※4}やVR^{※5}といった「デジタルスペースを現実として知覚させる技術」がより身近になり、位置情報ゲーム^{※6}やソーシャルVR^{※7}などの新しい文化芸術活動も生まれてきました。

このように新しい文化芸術活動を発展、普及させていくためには、時代に合わせ幅広く文化芸術活動の取組を提供することが求められています。

その一方で、あらゆる場面において、情報格差を生むことのないよう配慮することが必要です。

(3) 他分野との連携による新たな文化芸術活動の展開

近年、地域の活性化や観光交流を目的にして、現代アートによる芸術祭などの開催が各地で見られるようになりました。今後は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野と連携し、文化芸術によって生み出される多様な価値を大切にしながら、生きがいの創出や地域の諸課題の解決など、総合的に取り組んでいきます。

これらの社会状況の変化に伴い、文化芸術の中には、長い間受け継がれてきたにも関わらず、今や存続の危機に瀕しているものもあれば、新たに台頭してきたものもあります。このような状況を踏まえ、今後、第3章に掲げる取組を通じて文化芸術を推進していきます。

2 国・県における状況

国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」を施行し、文化芸術の振興に関し、基本理念と責務を明文化しました。平成24年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を施行し、また、平成29年には、「文化芸術振興基本法」を改正し、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとする「文化芸術基本法」が施行されました。

平成30年には、「文化芸術推進基本計画」が策定され、同年、文化芸術に関連する法として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行されました。

県においては、平成18年に「静岡県文化振興基本条例」を策定し、文化振興の基本理念と役割、施策の基本事項を示しました。

その後、平成20年から10年間を見据えた基本目標のもと、第1期（平成20年度から平成22年度）、第2期（平成23年度から平成25年度）、第3期（平成26年度から平成29年度）と文化振興基本計画を策定しました。

平成30年には「感性豊かな地域社会の形成」を基本目標とする、令和3年度までの4年間の施策を定めた「ふじのくに文化振興基本計画（第4期）」を策定しています。

なお、現在、策定中の第5期計画は、「生活の中に多彩な文化があふれ、だれもが表現者になる"しずおか"の風土づくり」とする新たな基本目標を定め、期間を令和4年度から7年度まで（4年間）の計画としています。

本市の文化推進基本計画の策定にあたっては、第5期計画との整合を図り、少子高齢化やデジタル化、グローバル化、SDGs、新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会状況の変化を踏まえた計画とします。

この10年間の動き（国・県）

【国】	平成 24 年 6 月	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律施行
	平成 29 年 6 月	文化芸術基本法施行
	平成 30 年 3 月	文化芸術推進基本計画策定
	平成 30 年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
	平成 30 年 6 月	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律施行
【県】	平成 23 年 3 月	第 2 期ふじのくに文化振興基本計画策定
	平成 26 年 3 月	第 3 期ふじのくに文化振興基本計画策定
	平成 29 年～令和 3 年	東京オリンピック・パラリンピック静岡県文化プログラム開催
	平成 30 年 3 月	ふじのくに文化振興基本計画（第 4 期）策定
	令和 3 年 1 月	アーツカウンシルしずおか ^{※8} 設置

3 本市における状況

本市においては、平成 13 年に制定された「文化芸術振興基本法」に基づき、本市の文化振興の基本となる計画「富士市文化振興基本計画」を平成 25 年 11 月に策定しました。

この計画は、「第五次富士市総合計画」や「富士市教育振興基本計画」の基本理念を具現化していくための分野別行政計画と位置づけており、文化振興の基本的な方針や計画の体系、進むべき施策の方向性を示しています。

本市では、富士市展、ふじ市民文芸、富士市総合文化祭、地区文化祭など、市民の文化芸術作品の発表や鑑賞の機会を提供するとともに、ロゼシアターやまちづくりセンター、博物館などにおいて、市民の文化芸術活動が活発に行われてきました。

しかし、最近では、イベントの参加者数が横ばい、もしくは低下が続いています。

また、多くの文化団体が加盟している富士市文化連盟や富士市民俗芸能連絡協議会などにおいても、加盟団体の活動の中止や縮小といった課題を抱えているとの声もあります。

特に、令和 2 年から流行している新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は大きく、市民の文化芸術活動が、中止もしくは制約を受け、厳しい状況となりました。

一方で、新たな動きとして、「富士山紙フェア」や民間団体によるイベントである「富士の山ピエンナーレ」など、産業分野と連携した取組が広がり、文化芸術がさまざまな形で受け入れられ、文化芸術の裾野が広がってきました。

この10年間の主な動き（市）

平成 25 年 11 月	富士市文化振興基本計画策定
平成 28 年 11 月	ふじ・紙のアートミュージアム開館
平成 30 年 4 月	富士市と富士市文化振興財団とジャパン・シンフォニック・ウィンズ（シエナ・ウインド・オーケストラ）との協定締結
令和 3 年 5 ～ 9 月	東京オリンピック・パラリンピック富士市文化プログラム開催

4 文化芸術に関する調査・ヒアリング

文化芸術に関する市民意識や活動団体が抱える課題や意見を把握するため、世論調査・市政モニターアンケートの実施、文化振興財団や団体との意見交換、文化芸術懇話会で意見聴取を行いました。

(1) 世論調査・市政モニターアンケート

世論調査及び市政モニターアンケートを活用し、文化芸術に関する市民の意識を調査しました。

世論調査では「富士市は、芸術文化に親しむ機会が充実していると思いますか」との問いに対し、平成 22 年度の調査で「そう思う」又は「ややそう思う」と答えた人の割合が 38.7%だったのに対し、平成 30 年度の調査では 29.2%と、大きく減少しました。

また、市政モニターアンケートでは、より詳細な質問を設け、市民の文化活動への考え方や参加意識を調査し事業の参考としました。

●世論調査

問 富士市は、芸術文化に親しむ機会が充実していると思いますか

項目	平成 22 年度	平成 30 年度
有効回収数	1,855 人	1,654 人
そう思う	5.2%	2.5%
ややそう思う	33.5%	26.7%
あまりそう思わない	37.7%	53.9%
そう思わない	21.3%	13.9%
無回答	2.2%	3.1%

(2) 文化芸術懇話会

学識経験者や市内活動団体の代表者、公募市民によって構成される富士市文化芸術懇話会を開催し、広く市民の意見を聞きくとともに、今後の文化行政の方向性について検討する機会としました。

(3) 関係団体との意見交換

ロゼシアターの指定管理者でもある文化振興財団については、文化芸術を推進するパートナーとして、継続的に意見交換を行っており、今後も市と連携して文化芸術の振興・推進に取り組んでいくこととしました。

その他、文化連盟等の本市事業に参加している団体と意見交換を行いました。

5 前計画で取り組んだ施策の検証

「富士市文化振興基本計画」では、基本目標を「こころ豊かな人を育てる文化のまち～人が文化を創り、文化が人を育てる～」とし、この目標を実現するため「楽しむ」・「育てる」・「伝える」の3つのキーワードとし、8つの施策の方向性を示し取り組んできました。これら8つの施策について、富士市文化芸術懇話会において検証を行いました。

富士市文化振興基本計画「8つの施策」

No.	8つの施策	内容
1	文化に親しむ機会の充実と発表の場の提供	市民が芸術文化を鑑賞する機会の充実と、自らが文化活動を行い、発表する機会の充実を図る。
2	自主的な文化活動への支援	市民や文化団体が主体となって文化活動を行うための支援をする。
3	文化情報の提供と発信	市民等が芸術文化の鑑賞や文化活動を行う際に必要な情報を収集し発信する。
4	文化の交流と連携	文化団体等の交流や、各主体が相互に連携して文化事業を行うなどの取組みを促進する。
5	文化を担う人材の育成・支援	文化を担う芸術家等を育成し、支援する。
6	文化に親しむ子どもたちの育成	次代を担う子どもたちが文化に親しめる機会を提供する。
7	文化活動を行う場の充実	文化活動を行う場として既存施設の有効活用を図るなど、文化活動をささえる場の充実を図る。
8	文化財の保存と活用	伝統的な文化や文化財等の文化資源の保存・保護を行い活用を図る。

(1) 文化に親しむ機会の充実と発表の場の提供

〔現状〕

市民に対して「芸術文化を鑑賞、体験、親しむ機会」及び「発表する機会」を提供するため、富士市展、富士市総合文化祭、ふじ市民文芸を実施したほか、文化振興財団主催の多彩なコンサートや展示会等が行われました。

文化芸術活動を始めるきっかけづくりや文化芸術への関心を高めるため、まちづくりセンター等で様々な講座を実施しています。

〔主な取組〕

・富士市展

市主催の美術作品の公募展で、絵画、書道、写真、工芸、彫刻の5部門からなり、令和3年度で55回を数えました。

・富士市総合文化祭

ロゼシアターを主会場に、毎年5月、10月に開催する文化祭。舞台発表、作品展示、講演などの部門に分かれ、文化連盟に加盟する団体が日頃の成果を発表するとともに、市民に対しては文化芸術に親しむ機会を提供しています。

・ふじ市民文芸

市主催の文芸のコンテスト。小説、児童文学、随筆、詩、俳句、短歌、川柳の7部門を設け、入賞・入選作品を掲載した文芸誌を2月に発刊しています。

・まちづくりセンター講座

まちづくりセンター講座は、主に生涯学習を始めるきっかけづくりや仲間づくりを目的としています。本市の文化芸術活動が活発に行われる土台となっています。

◆文化振興財団主催事業

ロゼシアターを主な会場にして、文化振興財団が主催するコンサート、展示会、講座など、幅広く市民に文化芸術を鑑賞する機会を提供しています。

取組の実績

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
富士市展出品点数	420点	382点	345点	331点	249点
ふじ市民文芸出品点数	315点	305点	268点	235点	226点
富士市総合文化祭入場者数	13,843人	12,614人	14,846人	7,803人	－

〔主な課題〕

少子高齢化やライフスタイルの多様化のため、富士市展への出品数や総合文化祭への参加者など文化芸術を発表する場に参加する市民・芸術家の減少が続いています。

このため、だれもが参加しやすく、関心が集まる事業に見直しを行うなどの工夫をする必要があります。

(2) 自主的な文化活動への支援

〔現状〕

地区文化祭助成費、文化振興基金補助金等を交付したほか、優れた個人・団体の表彰、文化芸術の振興に寄与する事業の後援を行いました。



〔主な取組〕

・地区文化祭への支援

地区文化祭は、まちづくりセンターや小学校等を会場に、地域が主催する文化イベントとして行われてきました。

これまで、市は地域における文化活動の発表の場として、また、鑑賞の機会を設ける目的で、主に地区に対し補助金を交付する形で支援を行ってきましたが、令和3年度よりすべての地区に対する補助金をまちづくり協議会活性化補助金に移行しました。

・文化振興基金補助金

文化振興基金は、市民の個性豊かな創造性に富んだ文化活動の振興を図るため、市民と行政が一体となり、長期的で安定した財政の基盤を確立することを目的に、平成2年に設立されました。市民からの寄付金と市の出資金を積み立て、その運用益を活用する仕組みとなっています。

この基金を財源として、富士市の文化の創造普及に寄与する団体や個人の活動に補助金を交付しています。

・教育文化スポーツ奨励賞

教育、文化、スポーツの振興に優れた実績があり、今後も一層の活躍が望まれる個人や団体を表彰しています。

取組の実績

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地区文化祭参加者数	56,292 人	30,214 人	46,964 人	48,739 人	464 人
基金補助件数	40 件	32 件	19 件	20 件	8 件
基金補助金額	3,690 千円	2,385 千円	1,086 千円	1,380 千円	516 千円

〔主な課題〕

文化振興基金補助金などの制度が、市民に十分活用されていない状況にあります。

このため、将来を見据え、社会や市民ニーズに合った、利用しやすい制度・しくみに改善していく必要があります。

(3) 文化情報の提供と発信

〔現状〕

広報ふじや市ウェブサイトのほか、市の SNS を活用し、市主催事業の情報発信に努めたほか、博物館やロゼシアター、ふじ・紙のアートミュージアムについては個別にウェブサイトを運営して、企画展や事業等の情報発信を行いました。

〔主な取組〕

・市ウェブサイト

富士市展やふじ市民文芸等の市主催事業について、募集要項や出品票用紙データの掲載を行っています。

・パンフレット等の刊行

市民に対して、富士市展図録や本市に所在する文化財を紹介するパンフレット等を刊行しています。

・博物館等の情報発信

博物館で開催される企画展の図録や調査報告書等を刊行するとともに、講座内容の動画配信を行っています。



富士市展入賞作を掲載「富士市展図録」



「富士を掘る 足下に眠る富士市の遺跡」

〔主な課題〕

文化情報に関し、SNS やウェブサイトなどからの情報発信が、質・量ともに十分ではない状況にあります。

このため、「デジタル格差」に配慮しながら、紙媒体による発信に加え、SNS やウェブサイトなどを十分に活用した情報発信に力を入れていく必要があります。

（４）文化の交流と連携

〔現状〕

多部門の団体が参加する富士市総合文化祭や友好都市との交流、国際交流ラウンジによるイベントなどが行われるなど、様々な形で文化芸術活動を通じた交流が行われました。

〔主な取組〕

・文化連盟加盟団体による交流事業

平成28年度に、音楽と書のコラボレーション等を演目とする、市制50周年記念特別イベントを実施しました。

・友好都市・姉妹都市などとの文化交流事業

友好都市である嘉興市、オリンピック・パラリンピックホストタウン国との交流を図りました。

・文化プログラムの開催

「東京オリンピック・パラリンピック富士市文化プログラム」として、市内の複数の団体が協働して、ロゼシアターを主会場に、コンサートや展示会、屋外でのイベントが行われました。

〔主な課題〕

文化芸術が地域の魅力を高める取組や、地域が文化芸術を推進する取組が少ない状況にあります。

このため、地方創生に向けて、観光やまちづくり、福祉、産業などの様々な分野との連携を推進していく必要があります。



市制50周年 記念特別イベント

(5) 文化を担う人材の育成・支援

〔現状〕

富士市展やふじ市民文芸、紙のアートフェスティバルのほか、文化振興財団主催の新人音楽家による演奏会、新進アーティスト作品展など、若手芸術家に対して作品展示や舞台発表の場を提供し、人材の育成・支援に取り組みました。

〔主な取組〕

・紙のアートフェスティバル

平成 21 年の国民文化祭で開催した公募展で、翌年以降も富士芸術村（現・旧藤田邸）等を利用して継続。令和元年度からはふじ・紙のアートミュージアム事業の中で実施しています。

◆新人音楽家による演奏会

音楽大学を卒業したばかりの富土地域の若手音楽家による演奏会です。

◆新進アーティスト作品展

平面・立体・映像・インスタレーション^{※9}を対象とする公募展で、応募資格は年齢 18 歳～35 歳で、静岡県内在住・在学・在勤の者としています。

・アートマネジメント講座

文化芸術活動を支える人材の育成、市民の関心を高める目的で、イベントプロデューサーや学芸員による講座、芸術家と市民を交えての交流会等の事業を開催しました。

◆は文化振興財団が主催で行う事業です。

〔主な課題〕

人口減少などにより、文化活動を行う市民も減少していることから、活動を始めて間もない芸術家や芸術活動を支える人たちの育成を目的とする取組を行っていますが、十分ではありません。

このため、若い芸術家に向けて、公募展への参加を促すための工夫や、活動資金の調達支援や相談体制の構築など、支援のあり方について検討する必要があります。

(6) 文化に親しむ子どもたちの育成

〔現状〕

こども芸術講座や文化振興財団主催の小・中学生招待コンサート、ロゼこどもサマーフェスティバル、小学校学校コンサートなどを行い、こどもが文化に親しむ機会を提供しました。

〔主な取組〕

・こども芸術講座

小学生・中学生を対象に隔年で行う市主催の美術講座です。夏休み期間中に、市内芸術家や県立美術館学芸員を招いて、小学生は工作を、中学生は対話型鑑賞を行いました。

◆ふじ少年少女芸術劇場 中学生・小学生招待コンサート

毎年ロゼシアターを会場に、小学生(6年)は富士山静岡交響楽団、中学生(2年)はシエナ・ウインド・オーケストラを迎えた招待コンサートを開催しています。

◆ロゼこどもサマーフェスティバル

夏休み期間中の、子どもを対象とした事業です。鉄道模型を用いたもの、コンサート、ホールの見学等のメニューで行われています。

◆は文化振興財団が主催で行う事業です。

〔主な課題〕

子どもたちが文化芸術に参加する・体験する機会が減少している状況にあります。このため、これまで中心であった鑑賞や講義を聞くといった取組に加え、ワークショップ^{※10}など、参加・体験型講座を質・量ともに充実させる必要があります。



こども芸術講座

(7) 文化活動を行う場の充実

〔現状〕

市民にとって利用しやすい、快適な施設となるよう、ロゼシアターホール及び空調設備の改修、博物館の全面リニューアルを行ったほか、文化財建造物、旧藤田邸（元富士芸術村）の施設維持管理を行い、市民の文化活動を行う場を提供しました。

〔主な取組〕

・旧藤田邸（元富士芸術村）の活用

大淵 2 丁目にある、故藤田久幸氏の遺族により寄贈していただいた日本家屋で、平成 20 年から芸術活動の場所として利用されていましたが、令和 2 年度末をもって利用を中止しました。

・旧稲垣家住宅の活用

文化活動の発表等の場として、広見公園のふるさと村歴史ゾーンに整備された旧稲垣家住宅を活用して、かまどやいろりを使用して「戦時中の料理」などの体験講座や、各種教養講座、音楽イベントなどを開催しました。

・博物館のリニューアル

耐震工事に伴い、昭和 56 年に開館した博物館本館の全面リニューアルを行い、現在、「富士山かぐや姫ミュージアム」の愛称で親しまれています。

・博物館工芸棟・実習室での体験講座

博物館の附属施設である工芸棟・実習室を活用して、陶芸教室などの各種講座や、紙すきなどの教育普及活動を実施しました。

〔主な課題〕

本市は、充実した文化・教育施設を有していますが、市民の多様化するニーズに合った施設運営が求められています。

これら施設の利用価値をさらに高めるために、適切な維持管理に努めるとともに、運営管理者や利用者との連携を強めていく必要があります。

(8) 文化財の保存と活用

〔現状〕

文化財等の調査・研究、文化財所有者や無形民俗文化財の保存事業に対する支援、市内に所在する文化財の保存に努めたほか、各種文化財のパンフレットの刊行や文化財の公開などの活用（普及啓発）事業を積極的に行いました。

〔主な取組〕

・近代産業遺産建造物調査及び報告書刊行

調査に協力いただけると回答のあった、概ね50年以上経過した市内の建造物の測量調査を実施し、報告書を刊行しました。

・古谿荘庭園の特別公開

明治期の近代和風建築である、国重要文化財「古谿荘」庭園の特別公開を所有者の協力を得て実施しました。

・六所家総合調査

六所家から寄贈を受けた旧蔵資料（古文書・書画・民具等）について総合調査を実施し、分野ごとに報告書を刊行しました。併せて、博物館の企画展及び常設展において、その成果を公開しました。

・大宮・村山口登山道の調査

富士市内から富士宮本宮浅間神社を経て山頂に達する江戸時代の巡礼の経路を明らかにするため、登山道に点在する石造物や施設跡の測量等を行い、その成果について報告書を刊行しました。

〔主な課題〕

高齢化等により、伝統行事の後継者不足や文化財の散逸が指摘されています。

このため、歴史や文化財を地域ぐるみで保存・活用していく体制づくりや、観光やまちづくりなどと連携した取組が求められています。



古谿荘庭園の特別公開

6 本計画で対応すべき課題

本章で見てきたように、前計画期間中には、人口減少や高度情報化が進み人々の生活様式は大きく変化しました。これにより、本市における文化芸術活動にも影響が生じています。

社会状況の変化や前計画の施策の検証結果を踏まえ、本計画においては、次の課題に取り組む必要があります。

社会の変化

高度情報化社会

- ・ ICT による文化の多様化
- ・ 生活の利便性向上
- ・ 対話や交流の活性化

人口減少

- ・ 少子高齢化
- ・ 地域コミュニティの衰退
- ・ 文化活動を行う市民の減少

生活様式の変化

- ・ 単身者の増加
- ・ 家族形態の多様化
- ・ 感染症

課題

子どもたちが文化芸術に参加・体験する機会が少ない状況です。

富士市展における出品数や富士市総合文化祭の参加者など文化芸術を発表する場に参加する市民・芸術家の減少が続いています。

文化振興基金補助金などの制度が少子高齢化や社会の変化に十分対応できていない状況にあります。

本市は充実した文化・教育施設を有していますが、市民の多様化するニーズに合った施設運営が求められます。

様々な広報媒体が乱立し、情報を伝えたい側と、情報を受けたい側が結びついていない状況にあります。

文化芸術が地域の魅力を高める取組や、地域の力が文化芸術を推進する取組が少ない状況にあります。

伝統行事の後継者不足や文化財の散逸が指摘されています。

第3章 計画の理念と基本目標・施策

前計画の検証等を踏まえ、本計画では、次のように定めました。

1 理念

文化芸術は、心の豊かさや活力、創造力の源泉となり、豊かな人間性の醸成に寄与し、人間相互の理解を促進するなど、社会の基礎を形成します。

改正後の「文化芸術基本法」では、文化・芸術だけの振興にとどまらず、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して、総合的な文化政策を推進しようというのが改正の趣旨となっています。

文化は、潤いのある生活を送るためには欠かせないものであり、人々にこころの安らぎと豊かさ、生きるよろこびをもたらします。こころ豊かな人を育て、潤いのある地域社会をつくり、ひいては心豊かな社会が実現します。本計画では、少子高齢化の進展や家族形態の変化、生活様式の多様化などを背景に、人と人との絆が益々大切な社会となっている中、前計画の理念を受け継ぎ、「こころ豊かな人を育てる文化のまち」としました。

また、副タイトルについては、「文化がつなぐ人と未来」としました。

副タイトルには、文化の力で人と人をつないで本市の文化を推進するものにした
い、現在の文化活動を発展させて未来につなげていきたい、という思いが込められて
います。

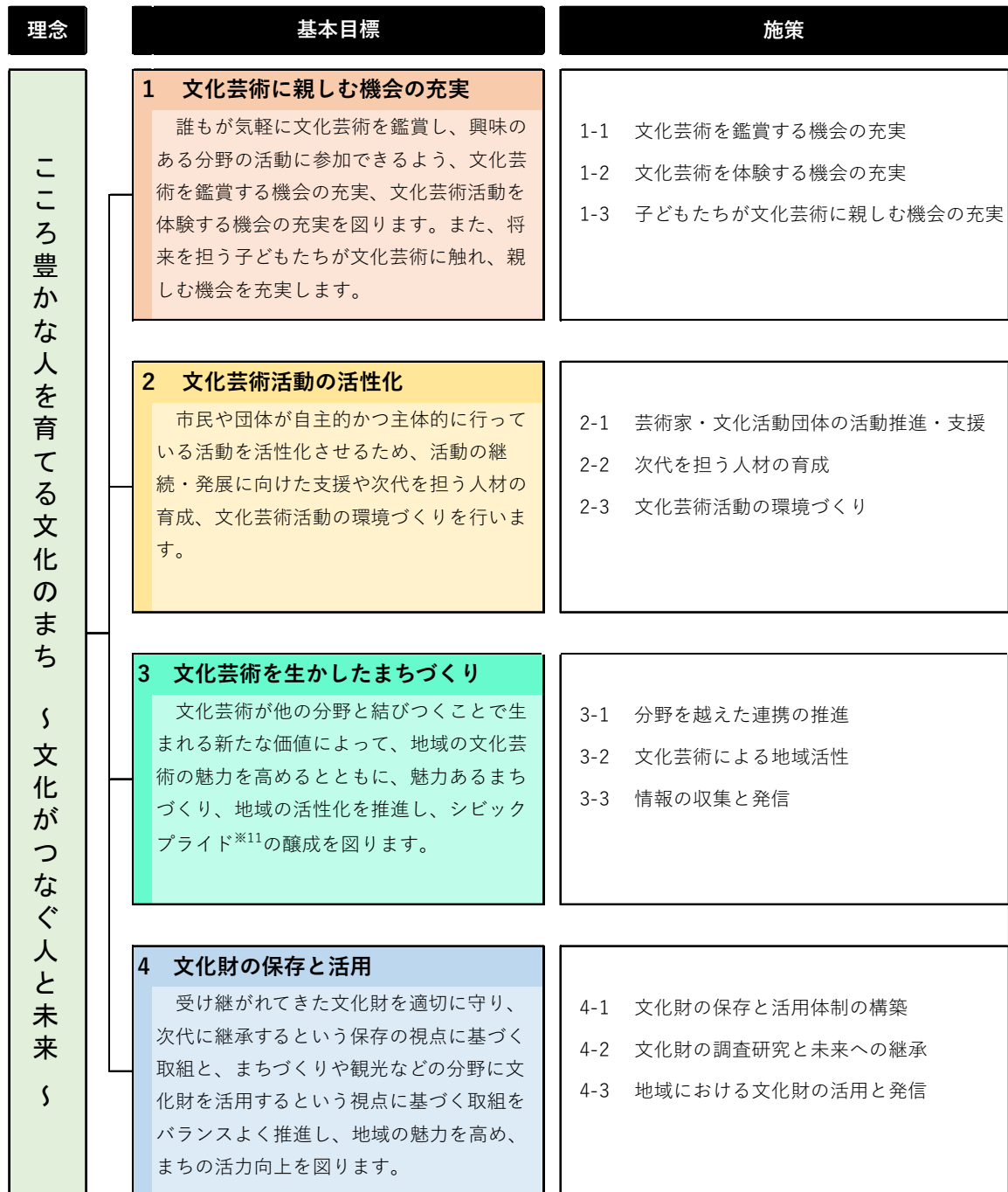
〔理念〕

「こころ豊かな人を育てる文化のまち」
～文化がつなぐ人と未来～

2 基本目標・施策

本計画の理念を実現するため、4つの基本目標とその目標を達成するための施策を以下のとおり展開します。

〔計画の体系図〕



基本目標 1 文化芸術に親しむ機会の充実

誰もが気軽に文化芸術を鑑賞し、興味のある分野の活動に参加できるよう、文化芸術を鑑賞する機会の充実、文化芸術活動を体験する機会の充実を図ります。また、将来を担う子どもたちが文化芸術に触れ、親しむ機会を充実します。

〔施策〕

1－1 文化芸術を鑑賞する機会の充実

時間や場所・状況等に関わらず、身近に幅広い分野の優れた文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ります。

1－2 文化芸術を体験する機会の充実

市民がより身近に幅広い分野の文化芸術を体験し、活動に参加できる機会の充実を図ります。

1－3 子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実

子どもたちが文化芸術に親しむことは、文化芸術の裾野の拡大や将来の文化芸術を支える人材育成につながることから、文化芸術に関わり、親しむ機会の充実を図ります。

基本目標 2 文化芸術活動の活性化

市民や団体が自主的かつ主体的に行っている活動を活性化させるため、活動の継続・発展に向けた支援や次代を担う人材の育成、文化芸術活動の環境づくりを行います。

〔施策〕

2－1 芸術家・文化活動団体の活動推進・支援

文化芸術活動を行う市民や団体の活動を支え、活性化する取組を行います。

2－2 次代を担う人材の育成

次代を担う人材の育成を目的に芸術・創作活動を支援し、文化芸術を担う人材・組織の育成を図ります。

2－3 文化芸術活動の環境づくり

文化施設等の運営、市民・団体・企業間との連携強化を目指します。また、市民との協働を推進するために懇話会等を行います。

基本目標 3 文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術が他の分野と結びつくことで生まれる新たな価値によって、地域の文化芸術の魅力を高めるとともに、魅力あるまちづくり、地域の活性化を推進し、シビックプライドの醸成を図ります。

〔施策〕

3-1 分野を越えた連携の推進

文化芸術活動と、観光・国際交流・福祉・教育・産業などの他分野との連携を推進することで、相互の効果を高めていきます。

3-2 文化芸術による地域活性

人と人をつなぎ、社会に潤いをもたらす文化芸術の力を活かした魅力的なまちづくりを推進するために、本市の特色を活かした文化芸術活動を支援し、広域的な交流を促進します。

3-3 情報の収集と発信

インターネットや SNS といった電子媒体を活用して、市内の文化芸術に関する情報収集及び発信を図ります。

基本目標 4 文化財の保存と活用

受け継がれてきた文化財を適切に守り、次代に継承するという保存の視点に基づく取組と、まちづくりや観光などの分野に文化財を活用するという視点に基づく取組をバランスよく推進し、地域の魅力を高め、まちの活力向上を図ります。

〔施策〕

4-1 文化財の保存と活用体制の構築

文化財を将来にわたって保存活用していくためには、行政だけでなく、所有者、市民、各種団体とともに、多様な取組ができる体制を構築し、その推進力の向上を目指します。

4-2 文化財の調査研究と未来への継承

本市の文化財に対して継続的な調査を実施し、その把握に努めるとともに、文化財の新たな価値や魅力を発見し、文化財を次世代につなげるための取組を行います。

4-3 地域における文化財の活用と発信

本市に所在する文化財と、それらが相互に関係しあって作り出されている歴史文化の魅力を活かしながら、魅力あるまちづくりに文化財を活かすとともに、市内外に効果的に情報発信を進めていくことで、観光振興や産業振興へとつなげる取組を推進します。

第4章 施策の展開

前章における理念と4つの基本目標に基づき、次のとおり各施策及び主な取組を推進します。

1 （基本目標1）文化芸術に親しむ機会の充実



〔施策〕1-1 文化芸術を鑑賞する機会の充実

① 身近に文化芸術を鑑賞する機会の充実

社会的弱者や、仕事や育児等で忙しい世代が経済的要因に関わらず、文化芸術を鑑賞できる環境の充実を推進することが必要です。このため、アウトリーチ※12や、動画配信などを充実させていきます。

② 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の充実

ロゼシアター、博物館、ふじ・紙のアートミュージアム等の文化・教育施設では、コンサート、演劇、展示会など、文化芸術を鑑賞する機会を提供していますが、市民ニーズを把握し、事業の目的、費用対効果を明確にした中で、機会の充実を図っていきます。

成果指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
1年以内にコンサートや展示会等を鑑賞した人の割合	35.4%	60.0%

※成果指標の現状値は、コロナ禍を理由とした影響を多分に受けています。

主な取組

- ・富士市展
- ・富士市総合文化祭
- ・ふじ・紙のアートミュージアム企画展
- ・博物館企画展
- ◆アウトリーチ事業
- ◆ロゼシアター等でのコンサート・展示会及び動画配信 等
- ◆は文化振興財団が主催で行う事業です。

〔施策〕 1－2 文化芸術を体験する機会の充実

① 文化活動を始める機会の充実

博物館の体験講座やまちづくりセンター講座、青少年教育センター講座、文化振興財団主催の体験型事業等は、市民が新たに文化活動を始めるきっかけとしての役割を担っています。

本市の文化活動を育むため、各講座について、企画の段階から市民団体や市民等との協働や連携を取り、関係部署との連携を図ります。

② 文化芸術に親しむ機会の充実

市民の知的欲求を満たす事業として、富士市民大学や図書館文学講座、文化振興財団主催の事業などが行われていますが、文化芸術への関心を高めるためには、体験型や参加者の顔が見える距離で、講座などを開催していくことが効果的です。

このため、美術作品づくりなどの体験型ワークショップ、芸術家や学芸員による美術講座やトークショーなどを行います。

成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
文化活動を行っている人の割合	69.0%	75.0%

主な取組

- ・博物館体験講座
- ・まちづくりセンター等講座
- ・富士市民大学
- ◆アウトリーチ事業

◆は文化振興財団が主催で行う事業です。



文化振興財団主催の体験型事業
「シエナ・ウインド・オーケストラ アンサンブル・ワークショップ」

〔施策〕 1－3 子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実

① 子どもたちが文化芸術を鑑賞する機会の充実

子どもの頃から、優れた文化芸術に触れる機会を充実することは、感受性豊かな人間の育成、本市における次代を担う人材の育成につながります。

このため、引き続き、市内全児童や生徒を対象とした演奏会や演劇などを鑑賞する機会を継続するほか、文化振興財団主催事業における学生料金の設定など、観賞しやすい環境の充実を図ります。

② 子どもたちが文化芸術を体験する機会の充実

子どもたちが、文化芸術の体験を多く持つことは、文化芸術の楽しさを知り、興味を生み、感性を育むことにつながります。

このため、文化振興財団において、「ロゼこどもサマーフェスティバル」、「富士山子ども将棋大会」等の開催、中学校及び高等学校部活動への指導者派遣を行うほか、伝統文化親子教室などの文化団体活動の支援の充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
子どもを対象とした市主催及び市支援事業への参加者数	5,439 人	7,000 人

主な取組

- ・ 伝統文化親子教室
- ・ まちづくりセンター講座少年教育事業
- ◆ ロゼこどもサマーフェスティバル
- ◆ 富士山子ども将棋大会
- ◆ 部活等（吹奏楽部）指導
- ◆ 小学生・中学生招待コンサート
- ◆ 自主事業学生料金制度

◆は文化振興財団が主催で行う事業です。



小学生招待コンサート

2 (基本目標2) 文化芸術活動の活性化



〔施策〕2-1 芸術家・文化活動団体の活動推進・支援

① 市民の自発的かつ自主的な文化活動支援

少子高齢化により文化活動を実践する市民が減少していることから、文化団体の実情に合わせた支援方法の整備が必要となっています。このため、新たな支援制度を検討するとともに、後援や補助金制度の見直しを進めます。

また、市民・団体の活動意欲を推進するため、文化の振興に功績のあった人や団体への顕彰を行います。

② 創作活動の成果を発表する機会の提供

市民に対し、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供するため、富士市展、ふじ市民文芸、富士市総合文化祭、新進アーティスト作品展等の事業を開催している他、地区で開催される文化イベントの支援をしています。

市が主催する多くの事業は、半世紀以上に渡り、長く継続してきた事業ですが、少子高齢化やライフスタイル等に対応して改善を行っていきます。

③ 文化振興基金の活用

市民の貴重な財産である文化振興基金の目的を最大限に活かすため、計画の策定、見直しの時期に合わせて、補助金制度による活用手段だけでなく基金全体のあり方について検討します。

成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値(令和8年度)
市後援・文化振興基金補助金申請件数	90・20件	130・30件

主な取組

- ・市後援申請
- ・文化振興基金補助金制度
- ・富士市総合文化祭
- ・富士市展
- ・ふじ市民文芸

〔施策〕 2－2 次代を担う人材の育成

① 次代を担う文化芸術活動の推進

若い世代の発表の場を設けたり、市内の若手芸術家に子どもを対象とした事業の指導者を要請したりするなどして、若い世代の活躍の場を設けていきます。

また、アートマネジメント^{※13}事業についても、継続していきます。

② 青年の文化芸術活動支援

市全体の文化活動を推進するために、若い世代の文化芸術活動を活性化する必要があります。

このため、文化振興財団や文化連盟などの優れた活動実績を有する団体と連携し、新たなアプローチを含めた支援の拡充を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
次代を担う人材の育成を目的とした市主催及び市支援事業への参加者数	437 人	500 人

主な取組

- ・アートマネジメント講座
- ・まちづくりセンター少年教育事業
- ・青少年教育センター青年教養講座

〔施策〕 2－3 文化芸術活動の環境づくり

① 文化芸術活動を行う場の提供

市内には、文化芸術活動を行う場として、ロゼシアター、まちづくりセンター、博物館、図書館等の文化・教育施設があります。公共建築物維持保全マニュアルを活用し、施設の維持管理や運営を適切に行い、ユニバーサルデザイン^{※14}の考えを踏まえ、質が高く安定した形で文化芸術の鑑賞や活動を行う場を提供します。

文化振興財団との連携を基軸に、関係する文化団体、文化・教育施設等との連携を進め、文化芸術を推進する体制の強化を図ります。

成果指標

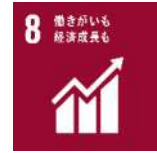
指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
ロゼシアターの利用者数	344,087 人	450,000 人

※平成30年度の実績は419,977人です。

主な取組

- ・博物館施設運営
- ・ロゼシアター施設運営
- ・まちづくりセンター施設運営

3 （基本目標3）文化芸術を生かしたまちづくり



〔施策〕 3－1 分野を越えた連携の推進

① 福祉

文化芸術は安らぎや癒し、感動、喜び、生きがいを人々に与えるとともに、多様な個性や価値観を学ぶきっかけになり、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、自分らしく生きることができる社会の実現に寄与することが期待されています。

本市では、これまでも文化団体による高齢者施設での慰問演奏会や、妊娠中の女性を対象とした「マタニティコンサート」、「市民福祉まつり」での障害者の文化活動の作品展示・発表が行われてきました。

誰もが文化芸術の鑑賞や創作・発表が行える環境を整えるとともに、市民が主体となって様々な事業が展開されるよう、芸術家や文化芸術団体と福祉に取り組む団体、施設、事業者等の協働を促す取組も必要です。

② 産業

本市は、製造業が盛んなまちで、特に製紙産業が主要産業であったことからこれまで「紙のまち富士市」をキャッチフレーズに発信してきました。

これまで、「富士山紙フェア」、「紙のアートミュージアム事業」などにおいて、芸術作品の展示だけでなく、体験型のワークショップや書道パフォーマンスなど、産業と文化、市民と事業者の交流が行われてきました。さらなる産業と文化のより良い関係の構築に努めていくためには、企業メセナ^{※15}の考えなどを取り入れていく必要があります。



ふじ・紙のアートミュージアム ワークショップ

③ 観光

本市は、静岡県東部最大級の文化施設と、富士山という景観を有し、首都圏から近距離である良好な立地条件から、これまで市外からの参加者が集まる発表会、公演、学会、講演会、展示会等が行われています。

これまで、積極的に誘致活動は行ってきませんでしたが、今後は、コンベンション※¹⁶の開催による文化交流や施設利用、宿泊、飲食などによる経済効果が見込め、シティプロモーション※¹⁷活動にも寄与することから、市民の文化活動とのバランスを図りながら推進していきます。

④ 学校教育

文化振興財団と小中学校が連携して、小・中学生招待コンサート、小学校学校コンサート、プロの演奏家による部活動の指導等を行っています。

今後も、子どもたちの文化芸術への関心を高めることを目的に、鑑賞や体験の機会を提供していきます。また、これまでの事業に加え、新たに茶道や書道等、日本の伝統文化の体験や美術作品の鑑賞など、文化芸術にふれる機会の充実を図っていきます。

⑤ 社会教育

まちづくりセンターで行われている文化芸術関連の講座や自主グループによる活動、博物館体験講座等は本市の文化芸術活動の基礎となっています。

今後も、まちづくりセンターでの講座の企画運営を所管する社会教育課と文化芸術分野に関する指導者の紹介や専門的知識の提供等などを中心に連携を高めて、充実を図っていく必要があります。

また、富士市民大学は、市民の文化芸術への関心や興味を高めることも一つの目的としており、引き続き実施に向けて連携していきます。

⑥ 国際交流

文化を通じた国際交流を図るため、姉妹都市の米国オーシャンサイド市、友好都市の中国嘉興市をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン等をきっかけとして、その他の国とも交流を推進します。

文化芸術は、言葉の壁を越えて架け橋となり新たな価値を生み出すことにつながることから、今後も国際交流は大切な役割を果たします。なお、市内の外国籍の方と共に国際交流フェアなどのイベントだけでなく身近な場所での文化芸術を通じた国際交流を推進します。

〔施策〕 3－2 文化芸術による地域活性

① 文化施設間の連携

本市には、ロゼシアター、博物館、ふじさんめっせ、富士川楽座などの市の施設のほか、富士山こどもの国、美術館、ギャラリーなど、県や民間の観光・文化芸術関係施設もあります。

本市の文化の発信力を高めるとともに、施設間運営の効率化など、相乗効果を上げるため、文化関係施設間の情報共有や連携を推進していきます。

② 文化芸術イベントの誘致・支援

野外フェス、美術展などの文化芸術をテーマとした観光イベントのほか、中高校生の部活動やコンテストの全国大会・県大会、学会・会議が行われています。

いずれも、市外から多くの方が本市を訪れる機会となることから、地域の経済活性化や交流促進につながっています。

このような文化的イベントは本市の文化活動の活性化にもつながることから、市民や施設の指定管理者及び関連団体等と連携し、誘致・支援について検討を行っています。

また、地区で行われる伝統的な祭りなど、文化に関係するイベントについても、地域の活性化につながるよう支援していきます。

③ 文化芸術イベントの開催

県内では、静岡市の大道芸ワールドカップ、浜松市の浜松国際ピアノコンクールなど、市外域（全世界・全国）を募集の対象とする、文化芸術系のコンテストやイベントが行われ、文化芸術の発信、経済への波及、交流促進などの効果を見せています。

本市は紙のアートフェスティバル、富士山百景写真コンテスト、自主事業の新進アーティスト作品展等を継続して行っていますが、今後、対象や目的を明確にした新たなイベント等の開催を検討していきます。

成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
地区で開催される文化イベントに参加したことがある人の割合	74%	80%

〔施策〕 3－3 情報の収集と発信

① 情報の収集と発信

市内で開催される文化イベントのほか、ロゼシアター、博物館、図書館や民間の美術館、ギャラリーなどの施設に関する情報、また、活躍している文化芸術活動家に関するもの、文化財など市民等に発信すべき情報が多くあります。

このため、さらに情報を効果的に集め、発信していく仕組みを検討し、整備していきます。

② 電子媒体の活用

スマートフォンやタブレットといった通信機器の普及、通信技術の進歩により動画配信サイト、SNS等で情報を収集・発信する市民が増えています。

文化活動に関する情報についても、その特徴を最大限に活用するよう努めます。

③ 民間との協働・連携

現在、広報ふじの発行、市ウェブサイトやSNSを行っています。本市の文化芸術情報の発信力の向上を図るために、民間事業者との協働・連携をさらに推進していきます。

なお、協働する相手の民間事業者としては、施設の指定管理者ほか、文化活動を行う主催者、マスメディア（新聞・テレビ・ラジオ）や芸術家や文化施設等を掲載した情報誌等を発行している事業者が考えられます。

成果指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
スマートフォン等の電子機器を使って文化芸術情報を週1回以上検索する人の割合	26.8%	50.0%

4 （基本目標4）文化財の保存と活用



〔施策〕4-1 文化財の保存と活用体制の構築

① 行政と市民・団体との連携体制の構築

本市の文化財の保存・活用について、多様な関係者が参画する富士市文化財保存活用協議会を開催することで、各種事業の推進体制を構築するとともに、本計画に掲げられた内容を広く認知するための取組を進めます。

また、文化財の保存・活用に関わる団体同士の交流事業を通して、文化財の保存・活用に関わりたいと考えている多様な関係者が参画しやすい環境を整えます。

② 行政内部及び関係機関による推進体制の構築

文化財の保存・活用について、庁内他部署との情報共有を深め、スムーズな対応が取れる体制を整えます。また、適切に専門職員を配置することで、より効率的な業務体制を構築し、効果的な文化財の保存・活用を推進するとともに、専門職員の資質向上を図ります。

成果指標

取組の内容や質に着目して評価するため、設定しないこととします。

主な取組

- ・富士市文化財保存活用協議会の開催
- ・富士市文化財保存活用地域計画の普及啓発
- ・文化財保存・活用活動事例報告会の開催
- ・庁内及び関係機関等との連携
- ・組織改正と専門職員の配置
- ・専門職員の資質向上

〔施策〕4-2 文化財の調査研究と未来への継承

① 各分野の調査による文化財の把握

状況調査・把握調査・詳細調査といった文化財の調査については、所有者・学識経験者等の協力を得ながら段階を踏んで計画的に実施します。

また、文化財に関連する調査に参加したいと考える市民が一定数いることから、市民の参加が可能な分野については、随時参加を求めています。

② 調査成果による文化財の適切な評価

将来的な保存・活用のための評価や保存・活用のための手法や方向性が固まっていない文化財については、富士市文化財保護審議会による指導・助言を得ながら、同審議会に対する諮問・答申を経て、適切な文化財の評価を進め、必要に応じて文化財の指定に向けた作業を進めます。

③ 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存

文化財の将来的な活用のために、補助金のほか、クラウドファンディングなども財源として、その内容や特徴・地域性に応じた保存事業や整備事業を実施します。また、所有者が主体的に実施する文化財の保存のため取組を支援します。

加えて、文化財、特に歴史的な資料の保存や修理に対して、本市で伝統的に行われてきた手漉き和紙（駿河半紙）の技術の伝承に取り組みます。

④ 文化財を犯罪・災害から守るための体制や制度の充実

文化財の防災・救済については、県が整備する文化財の防災・救済組織や取組に積極的に協力することで、文化財の所有者、地域住民、文化財の防災・救済に関わる組織・団体、専門家などが一体となって市内の文化財を守り、救済する体制を整備します。

また、担当者ができるだけ早期に文化財の被災状況の把握や救済を実施することができる体制が整備できるよう、関係部署とともに、災害時の配備態勢についての検討を進めます。

成果指標

取組の内容や質に着目して評価するため、設定しないこととします。

主な取組

- ・富士山コレクション詳細調査
- ・市内祭礼状況調査
- ・文化的景観把握調査（ほか）

〔施策〕 4－3 地域における文化財の活用と発信

① 観光、産業等に文化財を活用することによる地域経済の活性化

文化財が地域の重要な資源となり得ることを、各種普及啓発事業により広く伝えていく取組を実施するとともに、観光や産業関連の事業との連携を進め、文化財を活かした地域経済の活性化を目指します。

② まちづくりコンテンツとしての文化財の活用

地域のコミュニティの力により、各地域の文化祭や祭礼・イベントといった文化財を活用した活動に対する支援をおこなうとともに、文化財を活用して異なる世代間が交流することができる事業に対する支援をおこないます。

また、地域の文化財の保存や活用に直接携わっている団体やボランティア組織と連携しながら、それぞれの地域の文化財を、それぞれの地域の人々で保存・活用していく仕組みを作り、市民・団体・行政が一体となった活動を進めます。

③ 学校教育や社会教育における文化財の活用

将来的な文化財の保存・活用の担い手である児童・生徒が文化財を身近なものとして感じ、文化財とともに生きるまちに対する意識を向上させるため、学校教育との連携を進めます。

また、社会教育と連携した事業を実施し、文化財に対する興味・関心を持つ社会人を増やし、文化財の保存・活用のための即戦力を育成する取組を進めます。

④ ICT^{※18}の活用による市内外への情報発信の確立

従来の情報発信手段（パンフレット・ガイドブック、ウェブサイト等）を見直し、市内各所の文化財へ来訪しやすい環境を整え、現地を訪れた来訪者の利便性を高めるための取組を推進します。

また、文化財説明板のデザインを統一するとともに、外国からの来訪者にも文化財の情報を伝えることができるように、多言語化を進めていきます。あわせて、先端技術を活用しながら、看板情報とAR情報とのリンクを図り、より深く文化財について知ることができる環境を整えます。

⑤ 各地区における文化財の保存・活用のための拠点整備

文化財を地域の重要な資源として、観光や産業の分野においても活かしていくために、地域の人々や来訪者の利便に供する拠点を整備します。

（既存の公共施設の改修やPFIなどの手法も検討する。）

⑥ 文化財の保存・活用の拠点としての博物館機能のさらなる充実化

博物館及び広見公園歴史ゾーンの整備をおこない、文化財の保存・活用の主要拠点としての機能の充実を進めます。特に、老朽化及び耐震対策が必要な建造物・施設等について、計画的な整備に取り組みます。

成果指標

- ・取組の内容や質に着目して評価するため、設定しないこととします。

主な取組

- ・文化財シンポジウム
- ・博物館展観事業
- ・地区の祭礼・イベントへの支援
- ・小中学校等への出前授業、資料の貸出
- ・文化財パンフレット、ガイドブックの作成
- ・千人塚古墳の整備
- ・広見公園ふるさと村歴史ゾーンの整備 ほか

第5章 計画の進行管理

1 市民、企業、行政の役割

文化活動は、市民や文化団体、NPO※¹⁹、地域団体、企業、行政など、さまざまな人々によって支えられています。そして、この計画を推進していくために、それぞれの主体が役割を果たしていくことが必要です。

市民や文化団体等は、文化に広く関心をもち、文化の主役として積極的に文化活動を行うことが期待されます。また、地域団体や企業には、地域社会を構成する主体として自主的に文化活動を展開し、市民等の文化活動を後押ししていくことが期待されます。行政においては、文化芸術の振興に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に推進します。推進にあたっては、市は市民・市民団体、事業者、外郭団体、文化振興財団との連携・協働を図りながら、また、観光や教育等の他の施策との連携を強化することで、文化芸術が地域活性の一翼を担うことを目指します。

さらに、文化振興基金の活用や、民間からの資金提供や物資の提供など、民間の活力を最大限に活用することで、市民や文化団体等への資金面での支援を図ります。

2 成果の検証(進捗管理・評価)

本計画の目標を達成するため、成果指標等で定めた事業を中心に進捗状況の内部検証を毎年行うとともに、内部検証結果を「(仮称)文化推進審議会」において説明・報告し、意見等をいただきます。

内部検証の実施方法については各事業の実績を集計・分析するほか、必要に応じて関係部署等から意見を聞く、関係部署との協議を行います。

内部検証結果及び審議会での意見等を参考に、取り組み方法等の見直しを行います。

3 成果指標

(1) 主な成果指標

項目	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 8 年度
「富士市は、芸術文化に親しむ機会が充実していると思いますか」 そう思う・ややそう思うと回答した人の割合	29.2%	40.0%

(2) 施策ごとの成果指標

施策 番号	指標	現状値 令和元年度 ＜令和 3 年度＞	目標値 令和 8 年度
1-1	1 年以内にコンサートや展示会等を鑑賞した人の割合 ※成果指標の現状値は、コロナ禍を理由とした影響を多分に受けています。	<35.4%>	60.0%
1-2	文化活動を行っている人の割合	69.0%	75.0%
1-3	子どもを対象とした市主催及び市支援事業への参加者数	5,439 人	7,000 人
2-1	市後援・文化振興基金補助金申請件数	90・20 件	130・30 件
2-2	次代を担う人材の育成を目的とした市主催及び市支援事業への参加者数	437 人	500 人
2-3	ロゼシアターの利用者数	344,087 人	450,000 人
3-1	※取組の内容や質に着目して評価するため、成果指標は設定しない。		
3-2	地区で開催される文化イベントに参加したことがある人の割合	74.0%	80.0%
3-3	スマートフォン等の電子機器を使って文化芸術情報を週 1 回以上検索する人の割合	<26.8%>	50.0%
4-1	※取組の内容や質に着目して評価するため、成果指標は設定しない。		
4-2	※取組の内容や質に着目して評価するため、成果指標は設定しない。		
4-3	※取組の内容や質に着目して評価するため、成果指標は設定しない。		

《附属資料》

I 本市の主な文化・教育施設

II 法律の目的

- ・ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- ・ 文化芸術基本法
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・ 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

III 世論調査（市民意識調査）結果

IV 市政モニターアンケート結果

V 「富士市文化振興基本計画」における実績

VI 富士市文化芸術懇話会

VII 用語集

I 本市の主な文化・教育施設

施設名	施設の概要
文化会館ロゼシアター (蓼原町 1750 番地)	大・中・小 3 つのホールを中心に、展示室・会議室を備え、国内外のアーティストや地域の文化活動にも利用される複合文化施設です。「ロゼシアター」は市民公募により名づけられた愛称です。
ふじ・紙のアートミュージアム (蓼原町 1750 番地)	平成 28 年 11 月に開設した、ロゼシアターの 1 階にある施設。「紙のまち富士市」の発信を目的に、紙を材料とする芸術作品展示会を行っています。
交流プラザ (富士町 20 番 1 号)	西図書館のほか、交流センター、国際交流ラウンジの機能を合わせ持つ複合施設で、多目的ホール、会議室、練習室、ギャラリーを備えています。
富士川ふれあいホール (岩淵 855 番地の 39)	旧富士川町中央公民館が生まれ変わった施設で、ホール・会議室、中央図書館富士川分室等があります。
勤労者総合福祉センター ラホール富士 (中央町 2 丁目 7 番 11 号)	勤労者の雇用と福祉の向上を図るために、市と雇用・能力開発機構が、建設した施設です。勤労意欲向上のために、会議、研修会、発表会、懇親会、趣味教養活動、体力維持増進活動等、多目的に利用されています。
中央図書館 (永田北町 3 番 7 号)	市内図書館（西・東図書館、富士文庫、今泉・田子浦・大淵・富士川分室、でごいち文庫）の拠点となっている施設で、会議室や市民ギャラリー等を備えています。
道の駅富士川楽座 (岩淵 1488 番地の 1)	東名高速道路と一般道の両方からアクセスできる道の駅です。富士山の展望が楽しめるラウンジやレストラン、ギャラリー、プラネタリウムなどを備えた複合施設で、参加体験型の科学館でもあります。
産業交流展示場 ふじさんめっせ (柳島 189 番地の 8)	平成 20 年にオープンした多目的展示場です。分割利用可能な 3,840 m ² の大展示場、270 m ² の小展示場兼会議室、屋外展示場があり、見本市や産業展示会、シンポジウムや会議等が行われています。

施設名	施設の概要
博物館 富士山かぐや姫ミュージアム (伝法 66 番地の 2)	「富士に生きる 一紙のまちの歴史と文化」という大きなコンセプトのもと、富士山南麓を舞台としたかぐや姫の伝承に大きく焦点をあて、信仰の山・富士の姿を地域に根ざした視点から展示しています。
まちづくりセンター	住みよい社会と豊かな生活づくりのために地域の諸団体が活動する場として小学校区 26 地区にあります。元公民館で、市民の皆さんが集い、学ぶために利用されています。
教育プラザ (八代町 1 番 1 号)	社会教育課、青少年教育センター・青少年相談センター・特別支援教育センター・教育研修センターの 1 課 4 センターが入った教育複合施設です。多目的ホール・会議室があり、青少年を対象とした各種教養講座も行われています。



富士市文化会館ロゼシアター

Ⅱ 法律の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」平成 24 年 6 月施行

この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

「文化芸術基本法」平成 29 年 6 月施行

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。※平成 13 年施行の文化芸術振興基本法の改正法

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」平成 30 年 6 月施行

この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」平成 30 年 6 月施行

この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

Ⅲ 世論調査（市民意識調査）結果

対象：3,000人（住民基本台帳より抽出） 有効回収数：1,654人

調査期間：平成30年6月12日～7月17日

平成30年度に、第47回世論調査「富士市の将来について」において、本市の現状についての満足度調査を実施しました。その中の項目の一つ「富士市は、芸術文化に親しむ機会が充実していると思いますか」についての結果は、以下のとおりとなりました。

「富士市は、芸術文化に親しむ機会が充実していると思いますか」

項目	平成22年度	平成30年度
有効回収数	1,855人	1,654人
そう思う	5.2%	2.5%
ややそう思う	33.5%	26.7%
あまりそう思わない	37.7%	53.9%
そう思わない	21.3%	13.9%
無回答	2.2%	3.1%

「そう思う」「ややそう思う」が平成22年度は、38.7%であるのに対して、平成30年度は、29.2%となりました。

また、「そう思わない」「あまりそう思わない」は、平成22年度は、59.0%であるのに対して、平成30年度は、67.8%となり、芸術文化に親しむ機会が充実していると思う市民は、この10年で減ってきたことが伺われます。

〔性別〕

男性

項目	平成 22 年度	平成 30 年度
有効回収数	802 人	717 人
そう思う	3.6%	1.7%
ややそう思う	28.6%	22.7%
あまりそう思わない	40.3%	56.2%
そう思わない	24.8%	16.7%
無回答	2.7%	2.6%

「そう思う」「ややそう思う」が平成 22 年度は、32.2%であるのに対して、平成 30 年度は、24.4%となりました。

また、「そう思わない」「あまりそう思わない」は、平成 22 年度は、65.1%であるのに対して、平成 30 年度は、72.9%となり、芸術文化に親しむ機会が充実していると思う男性は、この 10 年で減ってきたことが伺われます。

女性

項目	平成 22 年度	平成 30 年度
有効回収数	969 人	925 人
そう思う	6.2%	3.1%
ややそう思う	37.2%	29.6%
あまりそう思わない	35.9%	52.1%
そう思わない	18.9%	11.8%
無回答	1.9%	3.4%

「そう思う」「ややそう思う」が平成 22 年度は、43.4%であるのに対して、令和元年度は、32.7%となりました。

また、「そう思わない」「あまりそう思わない」は、平成 22 年度は、54.8%であるのに対して、平成 30 年度は、63.9%となり、芸術文化に親しむ機会が充実していると思う女性も、この 10 年で減ってきたことが伺われます。

全体的に、芸術文化に親しむ機会が充実していると思うのは、男性に比べ女性の方が高いことがわかります。この 10 年で、「そう思う」「ややそう思う」割合が、男性においては、7.8 ポイント（32.2→24.4）、女性においては、10.7 ポイント（43.4→32.7）下がっています。

IV 市政モニターアンケート結果 ※回答者数 100 人

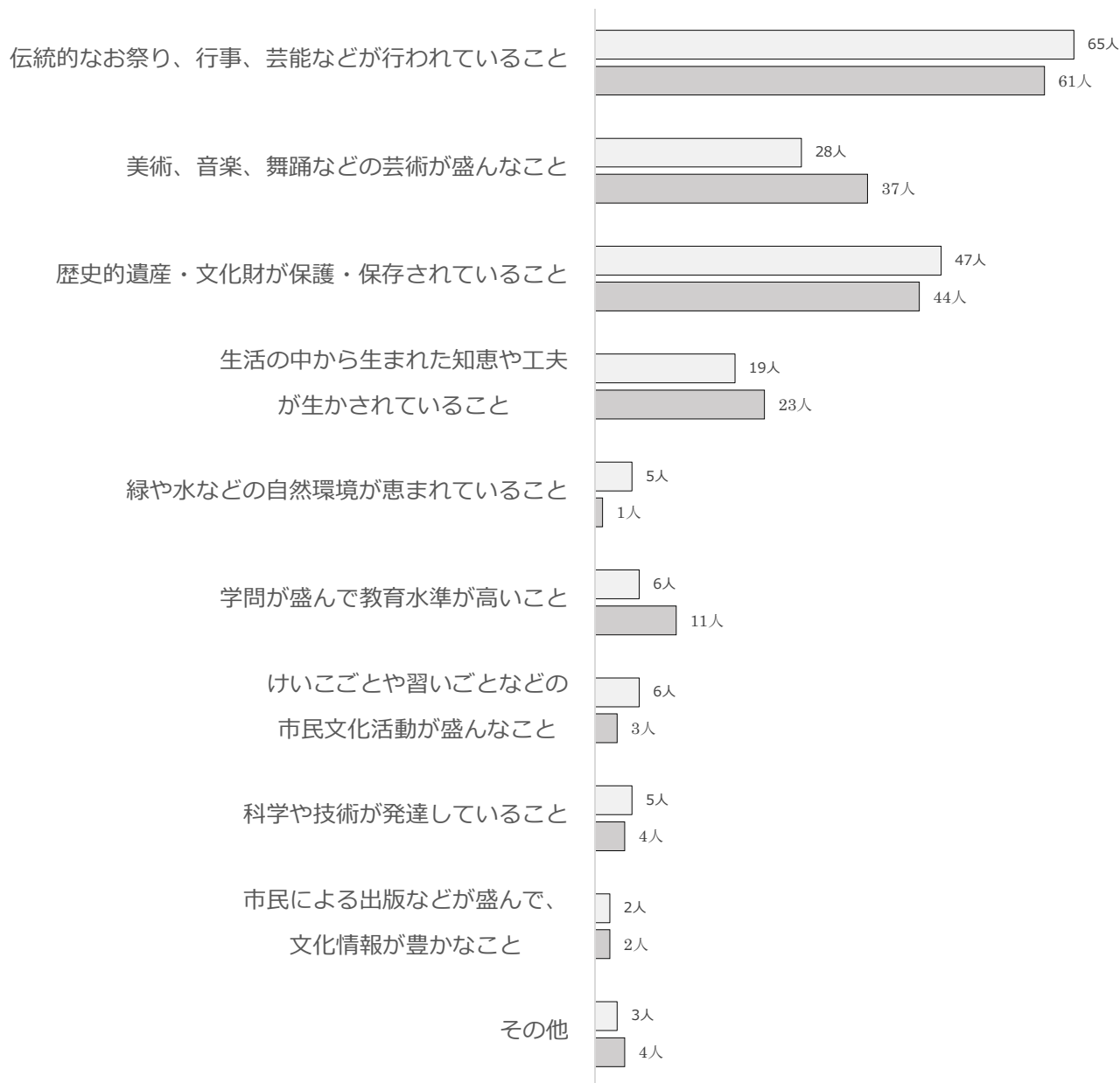
令和元年度と令和3年度に実施。

本市における文化芸術施策を評価するため、平成22年度に続き、10年後の令和元年に、市政モニターから、同項目によるアンケート調査を実施しました。

結果は、以下のとおりとなりました。（平成22年度の結果と比較できるよう併記しました。）

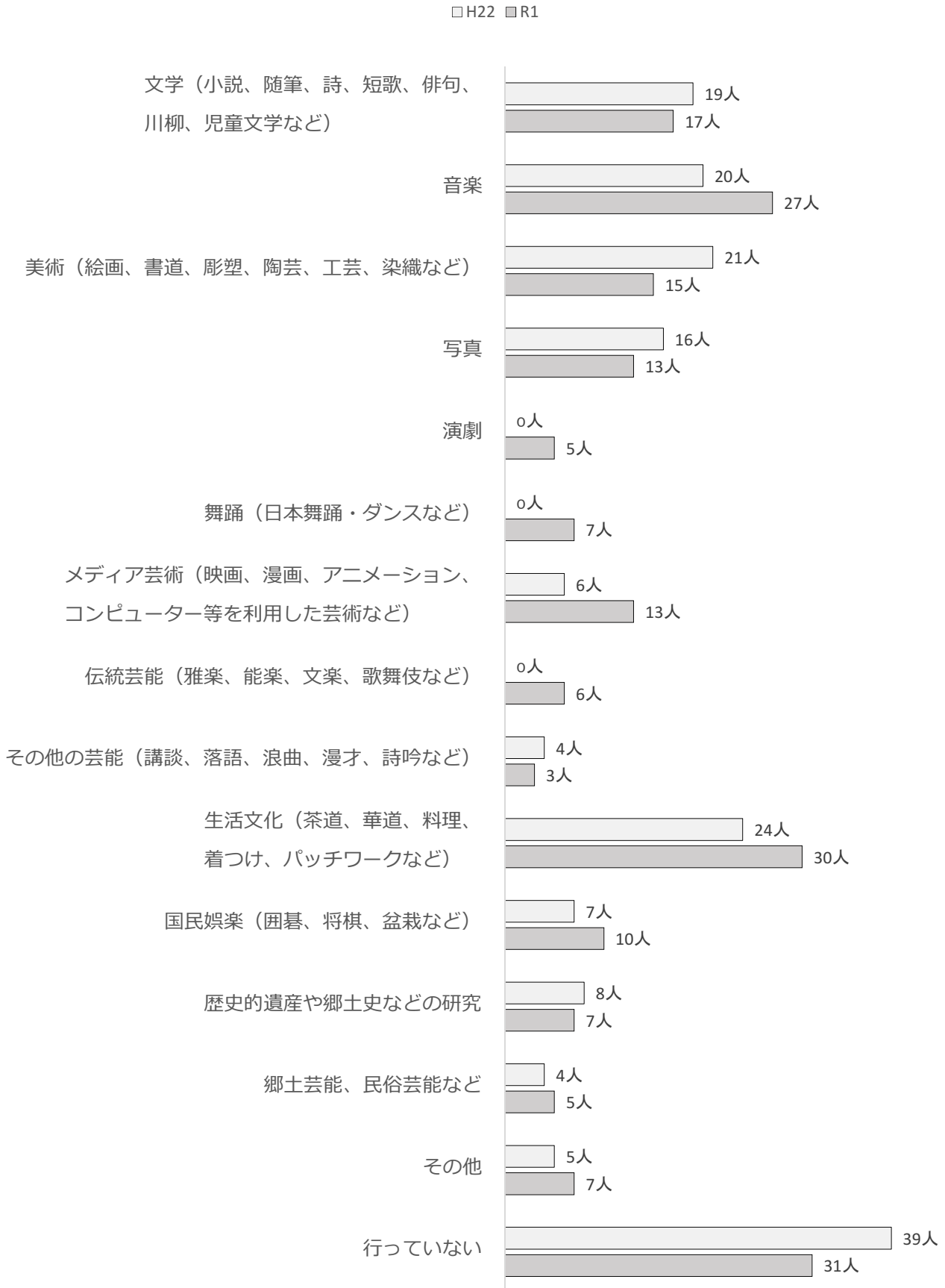
問1 あなたは、「文化」という言葉に対して、どのようなイメージをお持ちですか

□ H22 ■ R1



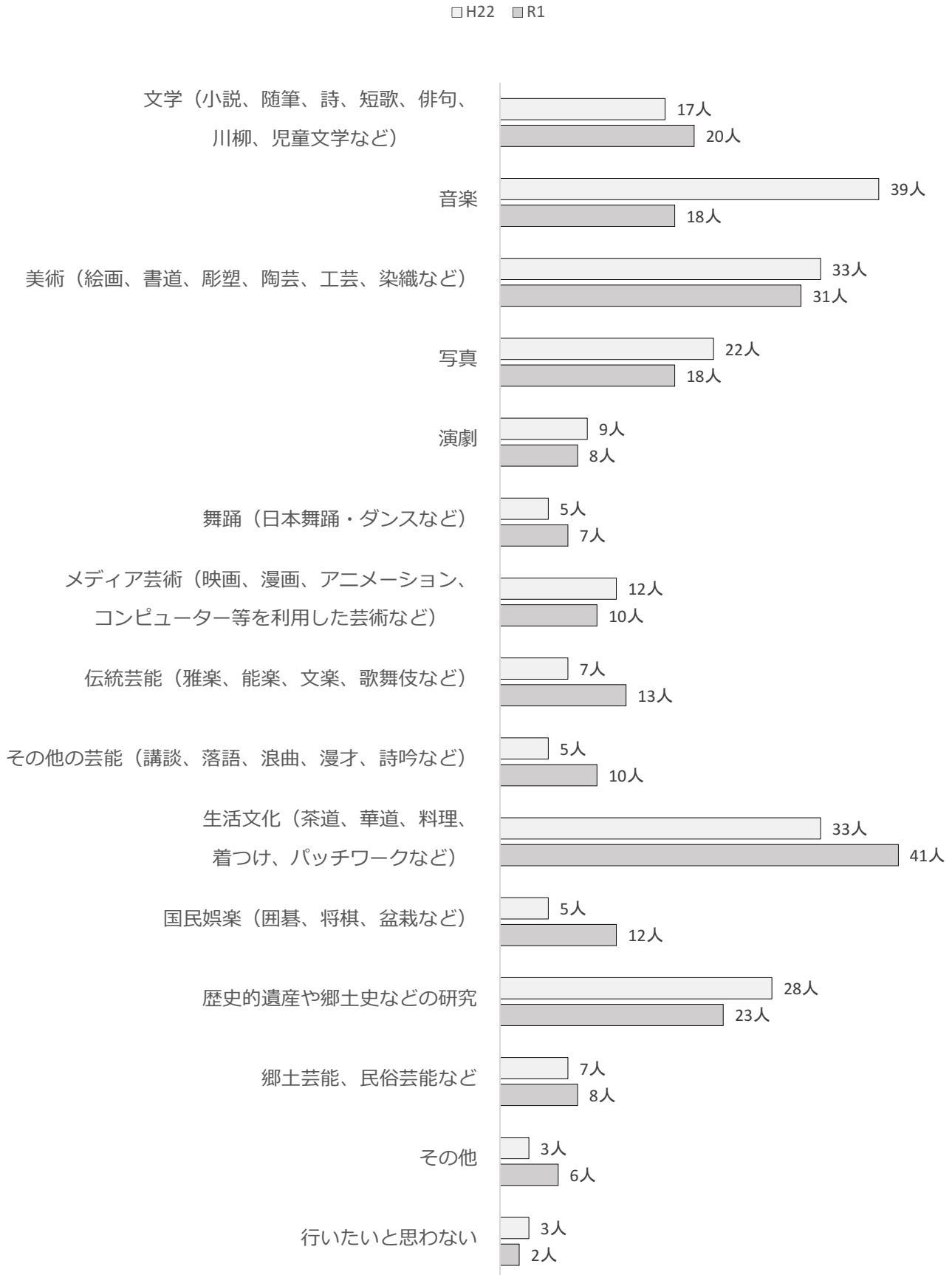
問2 あなたが、現在行っている文化活動は何ですか。

次の中から当てはまるものを全て選んでください。



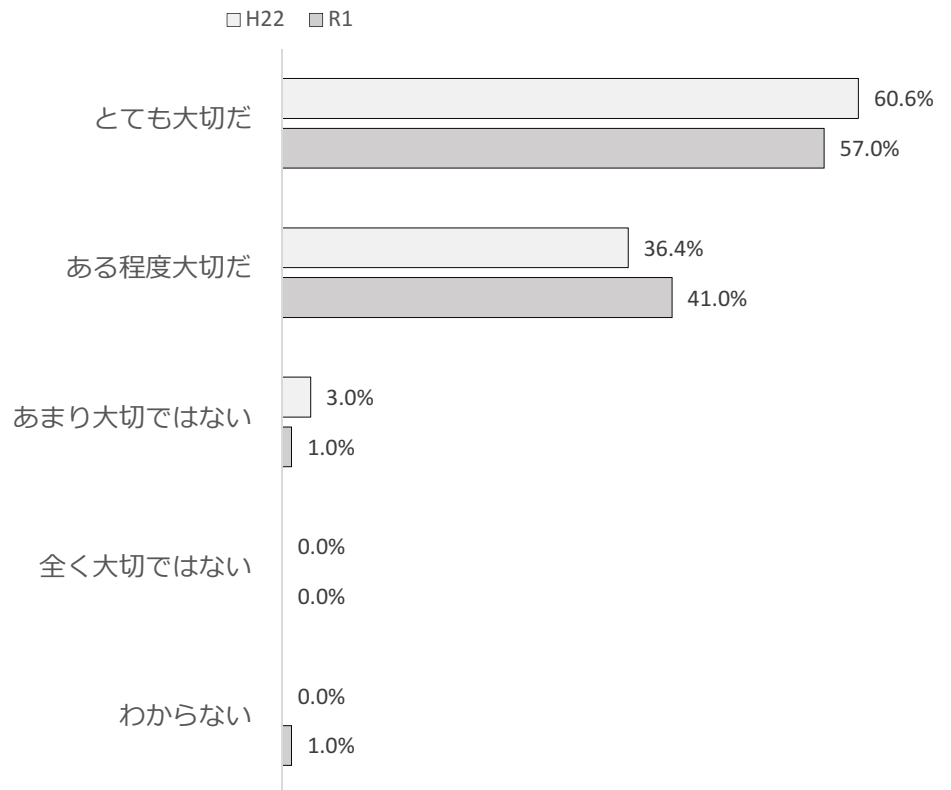
問3 あなたが、今後新たに行ってみたい文化活動は何ですか。

次の中から当てはまるものを全て選んでください。



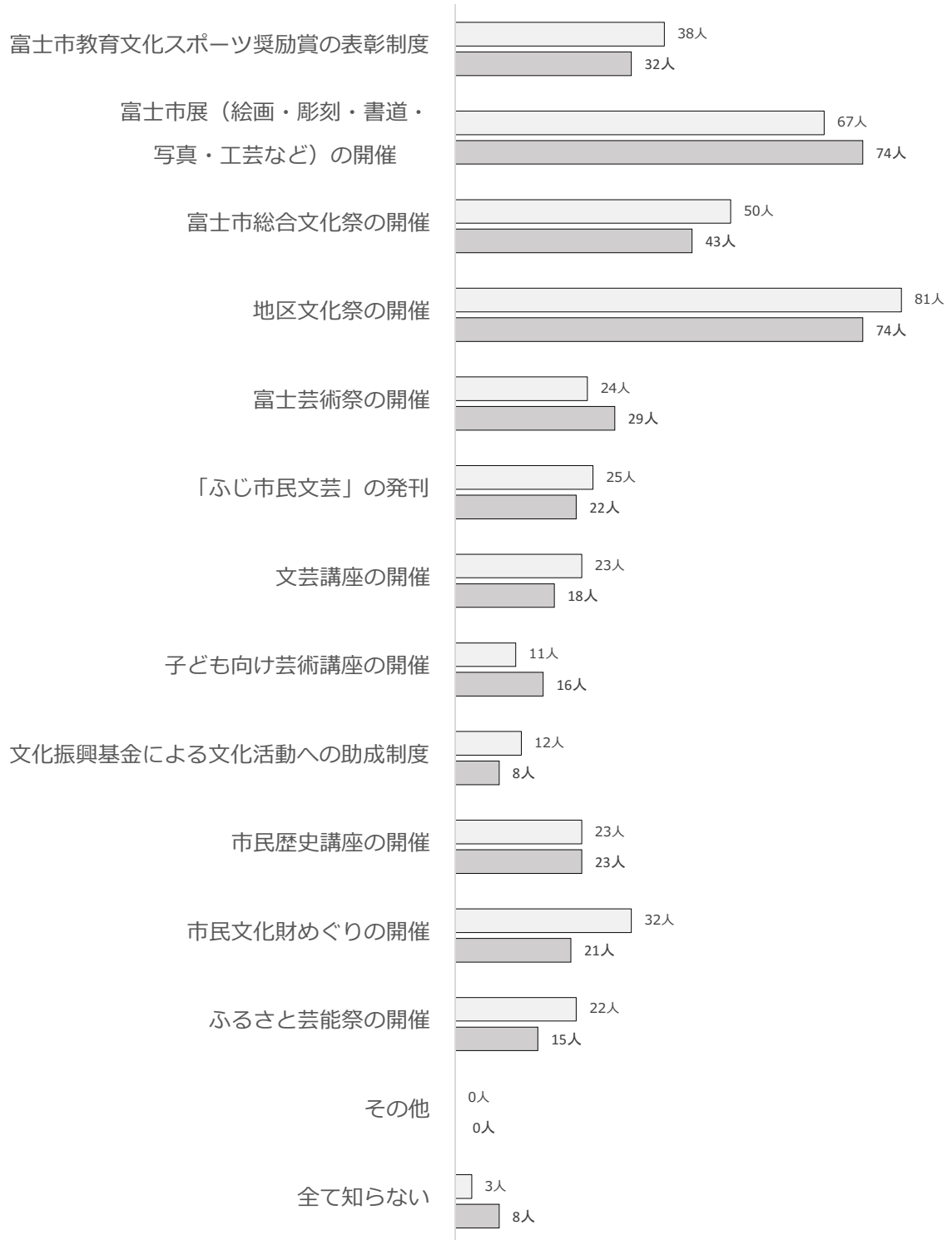
問4 あなたは、文化活動は大切だと思いますか。

次の中から1つだけ選んでください。

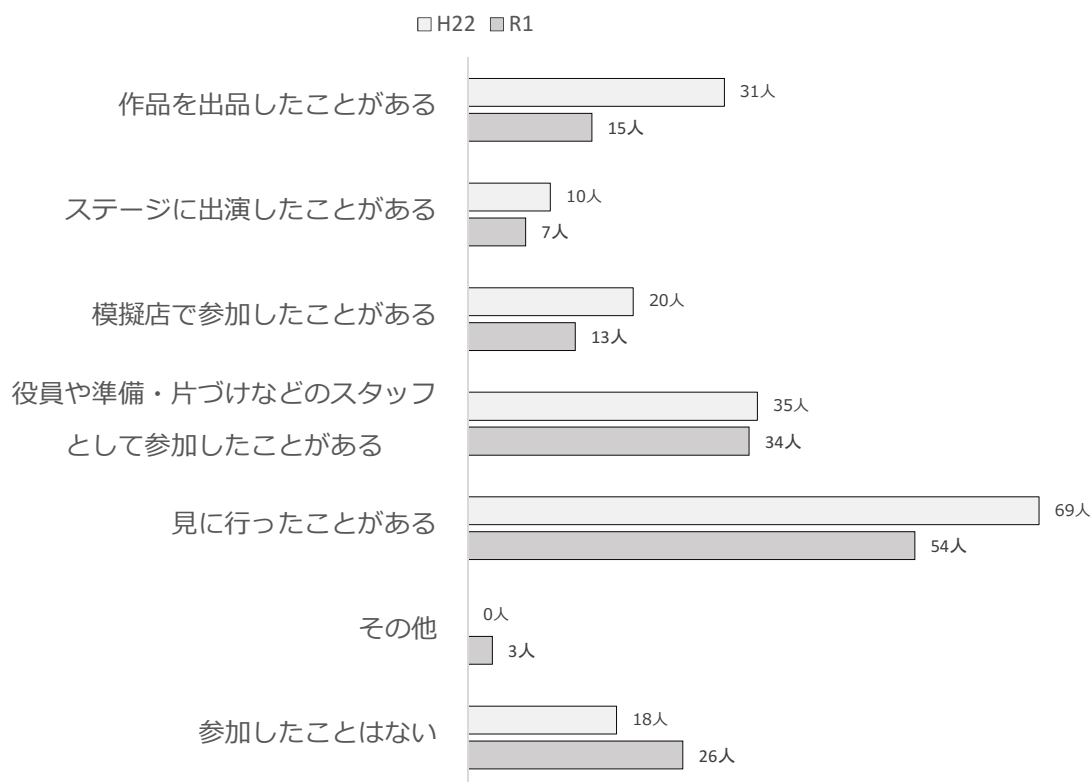


問5 あなたは、市が行っている文化事業を知っていますか。
次の中から知っているものを全て選んでください。

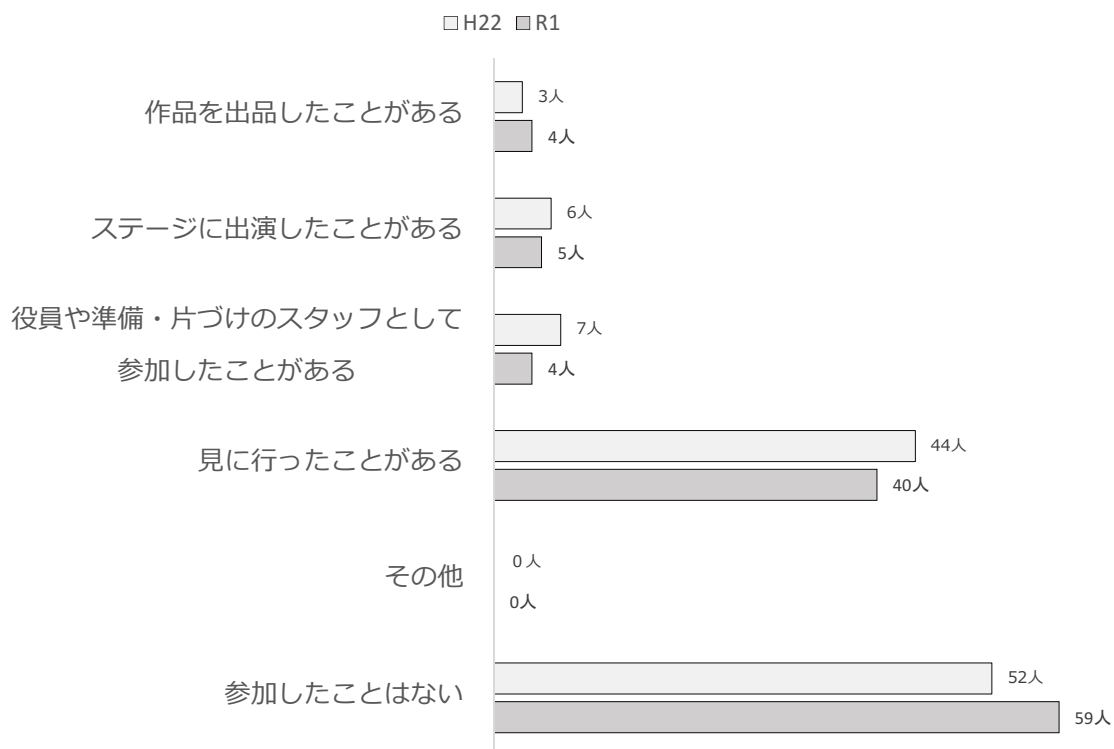
□ H22 ■ R1



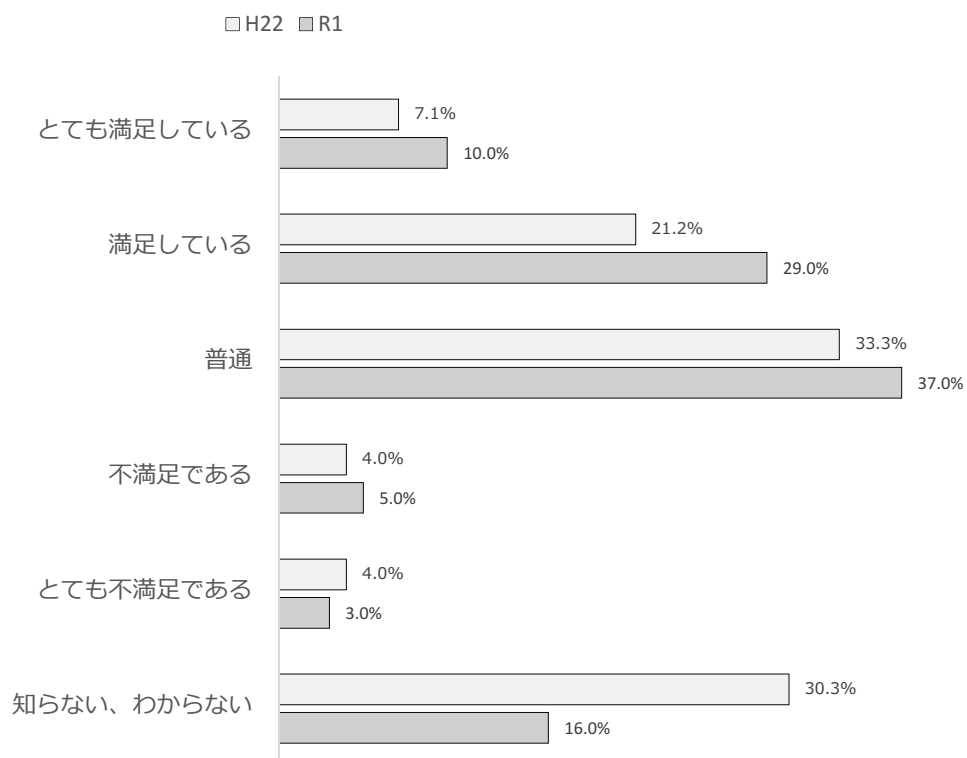
問6 あなたは、毎年10月から11月までに各地区のまちづくりセンターなどを会場に開催される「地区文化祭」に参加したことがありますか。
次の中から当てはまるものを全て選んでください。



問7 あなたは、ロゼシアターや富士川ふれあいホールなどで毎年開催される「富士市総合文化祭」に参加したことがありますか。次の中から当てはまるものを全て選んでください。

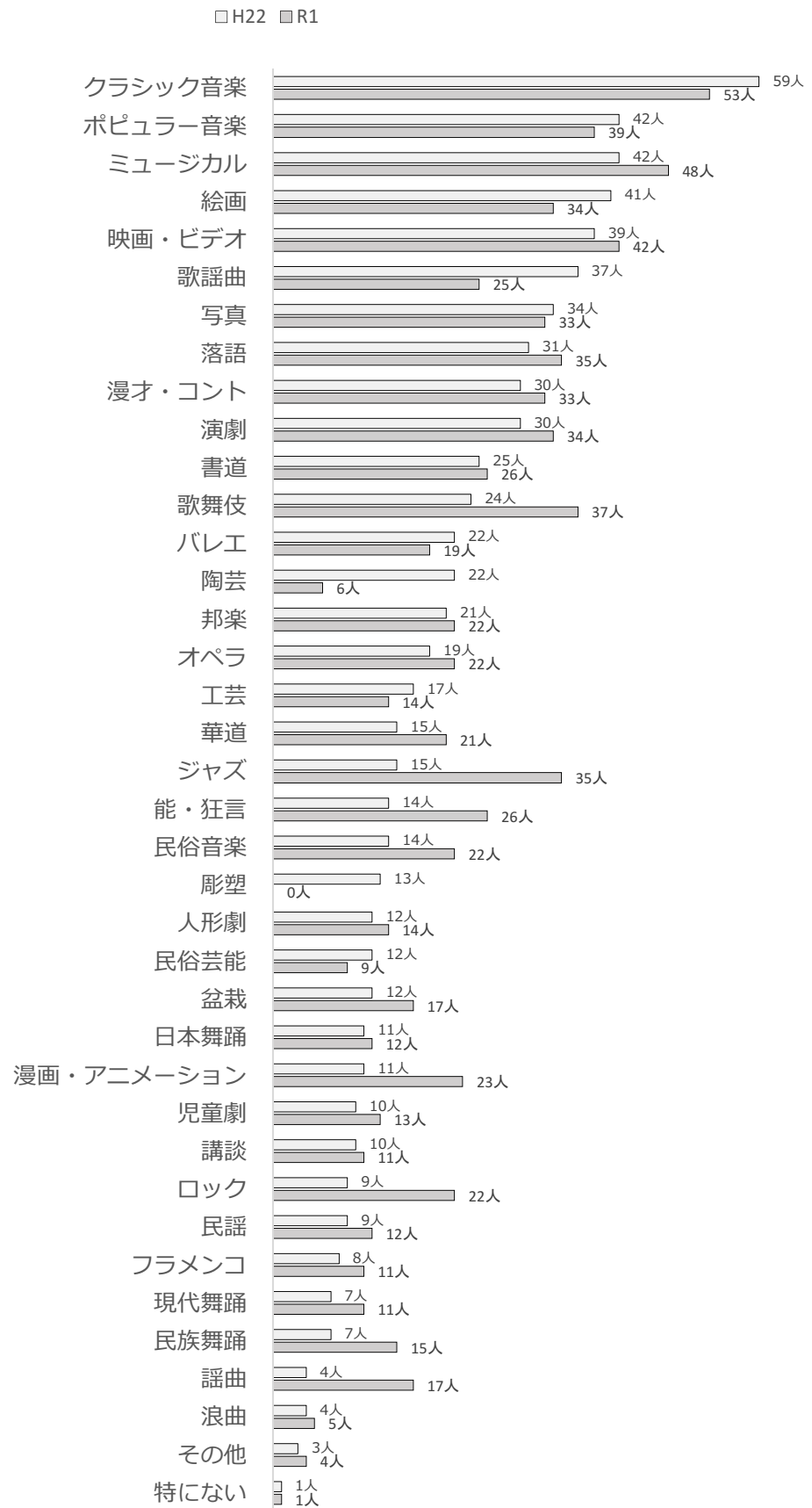


問8 あなたは、ロゼシアターで開催されているコンサートや演劇などの文化事業について
どう思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

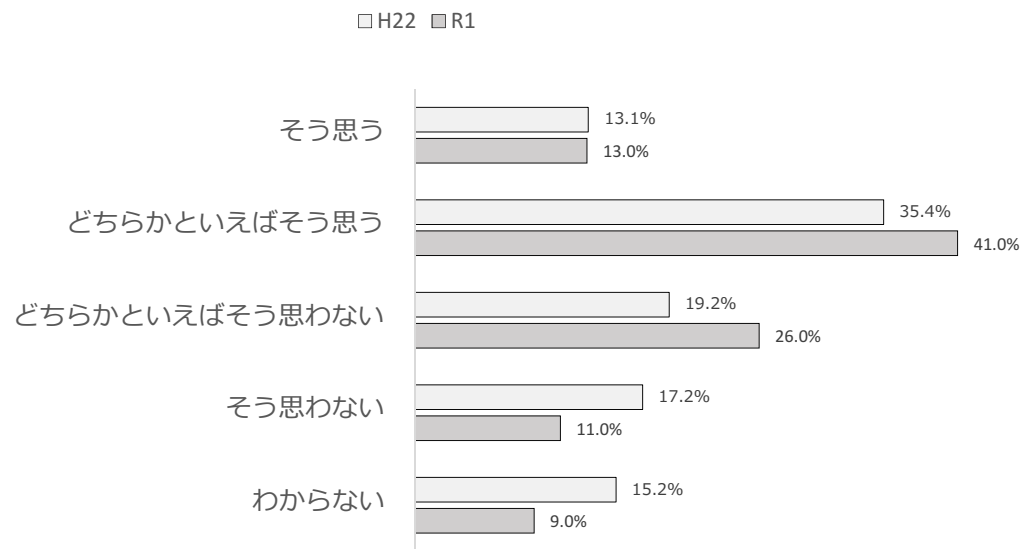


問9 あなたは、どのような文化芸術を鑑賞したいと思いますか。

次の中から当てはまるものを全て選んでください。



問 10 あなたは、富士市が文化的環境に恵まれた都市だと思いますか。
次の中から1つだけ選んでください。



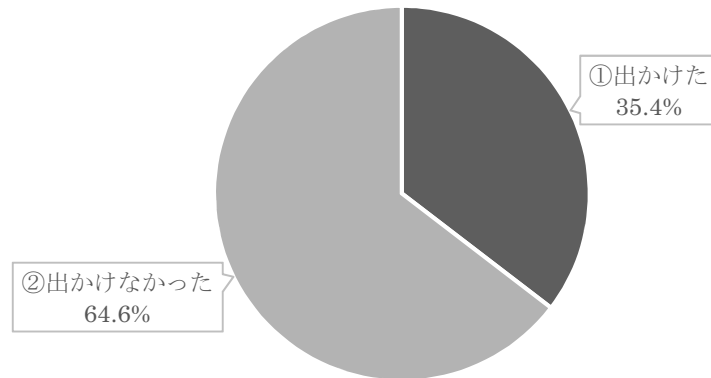
令和3年8月実施

Q1 この1年以内にコンサート（音楽・演劇など）や展示会（美術など）、映画などの鑑賞に出かけましたか。次の中から選んでください。

※出かけなかったと回答した方に、コロナ禍の影響がありましたかの問いをした結果、89.1%の方が「影響があった」と回答しています。

回答者数 99 人

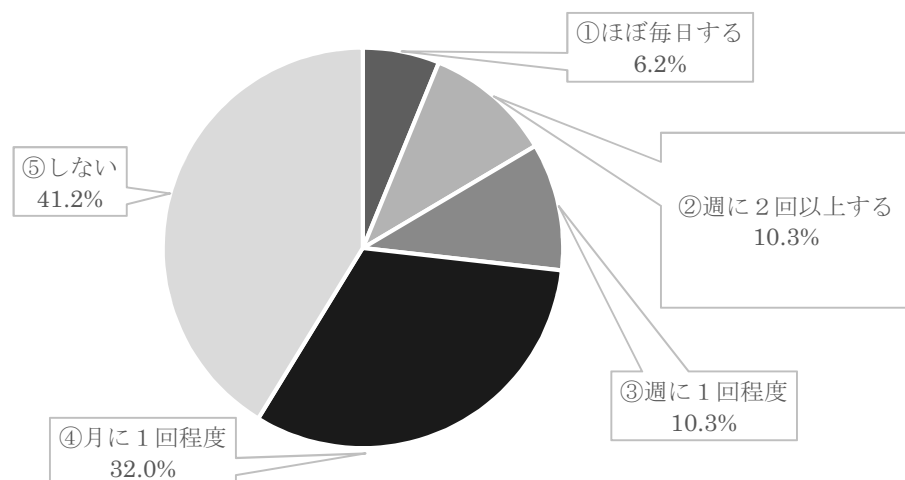
- A
- | | | |
|----------|------|-------|
| ①出かけた | 35 人 | 35.4% |
| ②出かけなかった | 64 人 | 64.6% |



Q2 あなたは、電子機器（携帯端末・パソコン）により文化芸術の鑑賞や情報検索をしますか。次の中から選んでください。

回答者数 97 人

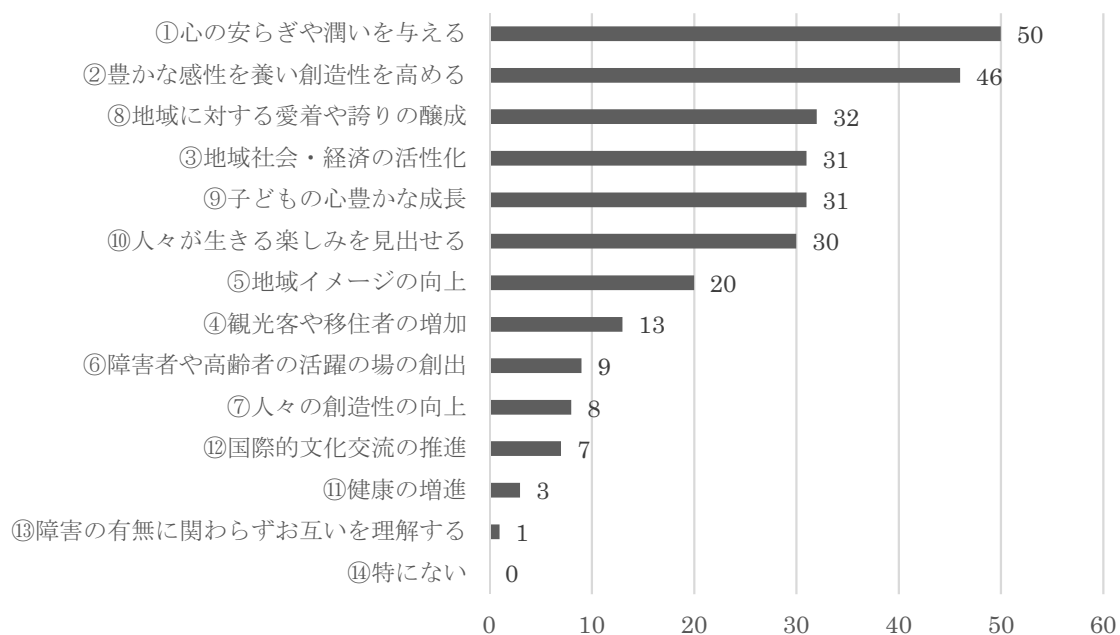
- A
- | | | |
|-----------|------|-------|
| ①ほぼ毎日する | 6 人 | 6.2% |
| ②週に2回以上する | 10 人 | 10.3% |
| ③週に1回程度 | 10 人 | 10.3% |
| ④月に1回程度 | 31 人 | 32.0% |
| ⑤しない | 40 人 | 41.2% |



Q3 文化活動を推進することにより、どのような効果があると思いますか。次の中から当てはまるものを3つまで選んでください。

回答者数 99 人

A	①心の安らぎや潤いを与える	50 人	50.5%
	②豊かな感性を養い創造性を高める	46 人	46.5%
	③地域社会・経済の活性化	31 人	31.3%
	④観光客や移住者の増加	13 人	13.1%
	⑤地域イメージの向上	20 人	20.2%
	⑥障害者や高齢者の活躍の場の創出	9 人	9.1%
	⑦人々の創造性の向上	8 人	8.1%
	⑧地域に対する愛着や誇りの醸成	32 人	32.3%
	⑨子どもの心豊かな成長	31 人	31.3%
	⑩人々が生きる楽しみを見出せる	30 人	30.3%
	⑪健康の増進	3 人	3.0%
	⑫国際的文化交流の推進	7 人	7.1%
	⑬障害の有無に関わらずお互いを理解する	1 人	1.0%
	⑭特にない	0 人	0.0%



V 「富士市文化振興基本計画」における実績

施策 番号	項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1-1	富士市展出品点数	420 点	382 点	345 点	331 点	249 点
	ふじ市民文芸出品点数	315 点	305 点	268 点	235 点	226 点
	富士市総合文化祭入場者数	13,843 人	12,614 人	14,846 人	7,803 人	—
	自主事業来場者満足度	82.8%	82.7%	84.6%	86.5%	88.5%
1-2	文芸講座申込者数	44 人	46 人	50 人	48 人	—
	博物館各種講座参加者数	14,367 人	16,572 人	13,288 人	10,390 人	3,186 人
	市民大学講座受講者満足度	87.0%	89.2%	90.2%	78.0%	87.3%
1-3	地区文化祭参加者数	56,292 人	30,214 人	46,964 人	48,739 人	464 人
	まちづくりセンター講座受講者数	12,258 人	12,119 人	12,048 人	11,350 人	2,864 人
2-1	基金補助件数	40 件	32 件	19 件	20 件	8 件
	基金補助金額	3,690 千円	2,385 千円	1,086 千円	1,380 千円	516 千円
2-2	市の後援件数	100 件	117 件	130 件	90 件	51 件
2-3	文化振興基金寄附金額	909 千円	298 千円	371 千円	142 千円	0 千円
3-2	生涯学習人材バンク登録者数	221 人	235 人	247 人	265 人	290 人
4-1	外国訪問・受入人数	61 人	52 人	55 人	104 人	0 人
5-1	紙のアートフェスティバル出品数	5 点	4 点	6 点	6 点	—
5-2	新進アーティスト作品展出品者数	75 人	72 人	75 人	70 人	89 人
6-1	こども芸術講座小学生参加者数	62 人	—	16 人	—	—
	こども芸術講座中学生参加者数	—	57 人	—	18 人	—
	博物館の小中学校等への出前講座数	86 講座	164 講座	193 講座	121 講座	72 講座
	小中学生招待コンサート来場者数	5,337 人	5,004 人	4,960 人	4,941 人	—
	ロゼサマーフェスティバル来場者数	3,656 人	4,349 人	5,722 人	4,417 人	—
6-2	まちづくりセンター少年教育事業参加者数	3,097 人	2,972 人	3,295 人	3,132 人	597 人
	伝統文化親子教室教室数	15 教室	14 教室	12 教室	12 教室	—

施策 番号	項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
6-2	伝統文化親子教室参加者数	374 人	432 人	327 人	300 人	—
6-3	図書館お話し会講演会回数	276 回	248 回	269 回	229 回	120 回
	図書館お話し会参加者数	4,746 人	4,371 人	5,176 人	4,382 人	995 人
	ブックスタートふじ参加率	91.9%	93.9%	95.5%	93.3%	95.4%
6-4	小学校図画工作展来場者数	4,543 人	4,518 人	4,760 人	4,550 人	—
	中学校美術展来場者数	6,936 人	6,762 人	6,301 人	6,982 人	—
	小中学校書写作品展来場者数	5,110 人	5,326 人	4,769 人	—	—
7-1	ロゼシアター来館者数	439,653 人	412,244 人	419,977 人	344,087 人	82,633 人
	ロゼシアター来館者施設利用満足度	96.0%	91.4%	95.4%	92.8%	94.9%
7-2	富士芸術村来場者数	943 人	1,108 人	1,330 人	1,310 人	96 人
	芸術祭入場者数	580 人	515 人	608 人	400 人	—
7-3	博物館施設等利用者数	94,824 人	79,804 人	88,165 人	68,310 人	46,149 人
7-4	旧稲垣家住宅入場者数	11,925 人	5,254 人	11,091 人	7,218 人	4,358 人
8-1	埋蔵文化財の発掘調査数	43 件	43 件	75 件	69 件	66 件
8-2	ふるさと芸能祭入場者数	1,000 人	700 人	550 人	—	—
8-3	市民歴史講座受講者満足度	80.0%	82.0%	80.0%	69.7%	—
	博物館企画展・テーマ展来館者数	72,107 人	49,529 人	42,878 人	38,335 人	24,922 人
8-4	富士山ウィーク事業数	52 事業	53 事業	50 事業	51 事業	—
	富士山百景写真展開催数	6 回	5 回	7 回	9 回	4 回

※「—」…は、中止（未実施）です。なお、令和元年度の1～3月及び令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止、規模縮小、変更等しているものがあります。

★1-1、1-3

富士市総合文化祭(R1)、地区文化祭(H29)は、台風（荒天）のため一部中止しています。

★7-1

令和元年度は改修工事による閉館及びコロナ禍のため、来館者が少なくなっています。

★7-3

H28 年度に博物館施設等利用者数が増えた理由は、リニューアルオープンによるものです。

VI 富士市文化芸術懇話会

開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市文化振興基本計画に基づいて実施される施策について、広く市民の意見を聞き、今後の文化行政の方向性について検討するため、富士市文化芸術懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において、意見を求める事項は次のとおりとする。

- (1) 富士市文化振興基本計画に関すること
- (2) 富士市の文化行政に関すること
- (3) その他文化芸術の振興のために必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから8人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係文化団体の代表者等
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、富士市市民部文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定後、平成29年8月8日から委員に委嘱された者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成31年6月30日までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

計画策定までの経過

回	年月	内容（テーマ）
第1回	令和元年 10 月	懇話会の進め方、新計画策定の趣旨
第2回	元年 12 月	文化財の保存と活用、市民文化活動
第3回	2 年 3 月	文化振興基本計画実績報告（施策 1～4）
第4回	2 年 9 月	文化振興基本計画実績報告（施策 5～8） 文化振興条例の必要性について
第5回	2 年 12 月	文化推進基本計画（案）の考え方
第6回	3 年 3 月	文化推進基本計画（案）について
第7回	3 年 6 月	計画の名称、理念等について
第8回	3 年 8 月	文化推進基本計画（案）について

Ⅶ 用語集

※ 1 SDGs〔P2〕

SDGs は Sustainable Development Goals の略で持続可能な開発目標を意味します。2015 年の国連総会で、後述の MDGs を継承し、2030 年に向けての具体的な行動指針として定められました。

「現在と将来のニーズを共に満たす開発（＝持続可能な開発）」のために、17 の目標、169 の達成基準、232 の指標が国際目標として定められています。



17 の目標

- 1 貧困をなくす…「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
- 2 飢餓をゼロに…「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
- 3 人々に保健と福祉を…「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
- 4 質の高い教育をみんなに…「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」
- 5 ジェンダー平等を実現しよう…「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
- 6 安全な水とトイレを世界中に…「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」
- 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに…「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」
- 8 働きがいも経済成長も…「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう…「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」
- 10 人や国の不平等をなくそう…「各国内及び各国間の不平等を是正する」
- 11 住み続けられるまちづくりを…「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
- 12 つくる責任つかう責任…「持続可能な生産消費形態を確保する」
- 13 気候変動に具体的な対策を…「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」
- 14 海の豊かさを守ろう…「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」
- 15 陸の豊かさを守ろう…「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」
- 16 平和と公正をすべての人に…「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう…「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

※2 レコード〔P3〕

レコードは音声記録を意味し、主に樹脂などでできた円盤に音楽や音声などの振動を刻み込み記録したメディアの一種を示すことが多い。しかし、ここで示すレコードとは、著作権法の定義される「蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの」で、ミュージックテープやCD、電子的な配信音源も含んでいます。

※3 SNS (Social Networking Service) 〔P4〕

SNS は、ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

※4 AR (Augmented Reality) 〔P4〕

「拡張現実」あるいは「強調現実感」を意味します。現実の環境から視覚や聴覚、触覚などの知覚に与えられる情報を、コンピュータによる処理で追加あるいは削減、変化させる技術の総称で、人間の現実認識を強化して拡張する技術、またはコンピュータによって拡張された現実環境を指します。

※5 VR (Virtual Reality) 〔P4〕

「仮想現実」あるいは「人工現実感」を意味します。コンピュータで作成または3D撮影された映像や音声などを使用して人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術や、その考え方を指します。

※6 位置情報ゲーム 〔P4〕

スマートフォンなどの携帯端末が持つ位置情報機能を利用したゲームのことです。プレイヤーが今いる位置情報を携帯端末から送信し、実際の地図情報と連動した、現実にある場所に行くことによってスタンプラリーやコミュニケーションなどを行うゲームの総称です。

※7 ソーシャルVR 〔P4〕

ユーザー同士がバーチャル空間上でコミュニケーションできるサービスのことです。アバター（自分の分身となるキャラクターのこと）の姿をまとったユーザーが、3Dゲームのような仮想の空間に入り込み、その中で会話をしたり、イベントを行ったり、一緒にゲームをプレイしたりする、新しいコミュニケーションのかたちです。

※8 アーツカウンシルしずおか〔P6〕

高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に、各種芸術文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関とされています。

※9 インスタレーション〔P13〕

1970年代以降一般化した、絵画・彫刻・映像・写真などと並ぶ現代美術における表現手法・ジャンルの一つ。ある特定の室内や屋外などにオブジェや装置を置いて、作家の意向に沿って空間を構成し変化・異化させ、場所や空間全体を作品として体験させる芸術です。

※10 ワークショップ〔P14〕

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。本来「作業場」や「工房」を意味するが、現代では、芸術分野以外にも学校教育、企業研修、住民参加のまちづくりなど、多彩な領域で行われる「体験型講座」を主に指す。

公共ホールや学校等を会場とし、参加者全員が自発的に作業や発言を行える環境が整え、運営される形態が一般的です。

※11 シビックプライド（Civic Pride）〔P19〕

「都市に対する市民の誇り」という概念で使われることが多い。日本の「郷土愛」といった言葉と似ているが、単に地域に対する愛着を示すだけではない。

「シビック（市民の／都市の）」には権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味がある。

※12 アウトリーチ〔P22〕

文化・芸術に接する機会が少ない人々、自ら劇場等に足を運ばない人々等に対し、ホール、美術館及びアーティスト側から、様々な団体及び施設等に出向き、公演やワークショップ等活動を行うこと。本市においては、主にまちづくりセンター等の公共施設で行っている。特に、子ども達を対象としたアウトリーチ活動は、将来の観客を育てることにつながると言われる。

※13 アートマネジメント〔P26〕

美術、音楽や演劇などの芸術活動を支援する際の方法論。芸術活動を支援する際に適切に展示方法や広報などを統一的にマネジメントすることで、より多くの人に対してより質の高い芸術に触れる機会を提供することを目的とする。

芸術の支援においては、以前は公的機関や企業を中心とした活動が多かったが、近年では個人での活動も見られ、それに伴いアートマネジメントの手法も多様化しています。

※14 ユニバーサルデザイン〔P26〕

障害の有無や年齢などに関わらず、はじめから「誰もが」普通に使えるものやサービスを提供する考え方です。

※15 企業メセナ〔P27〕

企業による、社会貢献の一環として行う芸術文化支援のこと。「メセナ」とは、「芸術文化支援」を意味するフランス語。

○企業にメセナ活動が求められる理由（一例）

芸術や文化は市民の生活を豊かにしてくれるもので、社会にとって必要なものですが、企業は芸術や文化の担い手になるはずの市民を労働力として消費することで、人材が不足してしまいます。そのため、企業は資金面から芸術文化を市民に提供することを市民が求めているのです。

「メセナシート」はスポーツチームが主催するスポーツを通じた事業。協賛する企業が試合の観戦チケットを寄付し、試合に高齢者福祉施設や団体、障がい児・者福祉施設や団体、児童・母子福祉施設や団体、各種少年スポーツ団体などを招待します。

※16 コンベンション〔P28〕

本来は、「会議」の意味ですが、近年はある地域や国へ、人や情報、知識、物を呼び込むシステムを総称して用いられるようになりました。企業をはじめ自治体によるホールや施設の建設を伴う大規模なものも行われており、地域活性化を期待してコンベンション・シティを目指す自治体も多くなりました。

※17 シティプロモーション〔P28〕

都市や都市内の地区で行われる特定の活動を推進する目的で実施するプロモーション関連する言葉にシティブランディングがある。観光の促進、国内での移住者の誘引、企業誘致のために都市の対外的なイメージを変えるために行われます。

※18 ICT (Information and Communication Technology)〔P33〕

PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。よく知られる言葉に「IT（情報技術）」がありますが、ICTはITにコミュニケーションの要素を含めたものです。

※19 NPO（特定非営利活動法人）〔P34〕

NPOは、non-profit organization(民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、福祉やまちづくり、環境保全など様々な社会的活動を行うことを目的とした民間組織の総称です。

